



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	1
規則	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市公印規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	5
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局業務改革課	37
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(東二朗上自治会)	地域協働局地域活性課	151
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項第1号の規定に基づく事務の委託	福祉局監査指導部	152
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団)	行財政局税務部市民税課	153
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	154
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	155
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	156
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	157
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	158
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(河原自治会)	地域協働局地域活性課	159
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	160
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ホームセンターコーナン名谷店)	経済観光局経済政策課	169
公告	都市公園の設置(流通業務団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	171
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	172
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市西区伊川谷町有瀬)	都市局都市計画課	173
公告	令和5年度行政機関等匿名加工情報等の提供制度に係る提案募集	市長室市民情報サービス課	174
区役所	区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	地域協働局区役所課	178
水道局	水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	水道局営業課	197

種類	件名	所管部署	ページ
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	200
交通局	交通局副局長等専決規程	交通局経営企画課	201
交通局	交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	210
教育委員会	教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	216
選挙管理委員会	市選管委員長選任告示	選挙管理委員会事務局	247
選挙管理委員会	市選管委員長代理指定告示	選挙管理委員会事務局	248

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務の代理に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の職務の代理に関する規則(平成元年11月規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の職務を代理する副市長の順序) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 (1)、(2) [略] (3) <u>第3順位 副市長 黒田慶子</u>	(市長の職務を代理する副市長の順序) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 (1)、(2) [略]

(副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 副市長事務分担規則(平成25年11月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p><u>(3) 黒田副市長 局室区(前2号及び次項に掲げる局、室及び区役所をいう。)に係るSDGsに立脚した政策の企画及び立案並びに実施に関する事務並びにSDGsの視点を踏まえた市役所改革の推進に関する事務</u></p> <p>2 市長室、企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、<u>今西副市長及び小原副市長</u>が共同して所掌する。</p>	<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 市長室、企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、<u>両副市長</u>が共同して所掌する。</p>

(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、全副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(事故ある場合等の事務処理)

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担当事務は今西副市長が、黒田副市長に事故があるとき、又は黒田副市長が欠けたときはその担当事務は今西副市長がそれぞれ処理し、2人の副市長に事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときはそれらの担当事務は他の副市長が処理する。

2 全副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、次の区分により事務を処理することができる。

(1)、(2) [略]

3 全副市長が欠けたときは、副市長の専決事項については、重要なもの

(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、両副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(事故ある場合等の事務処理)

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担当事務は今西副市長がそれぞれ処理する。

2 両副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、次の区分により事務を処理することができる。

(1)、(2) [略]

3 両副市長が欠けたときは、副市長の専決事項については、重要なもの

は市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。

は市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則（市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第1条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 保健所長に対する委任（第2条— <u>第46条</u> ）	第2章 保健所長に対する委任（第2条— <u>第45条</u> ）
第3章 児童相談所長に対する委任（ <u>第47条・第48条</u> ）	第3章 児童相談所長に対する委任（ <u>第46条・第47条</u> ）
第4章 局室区長に対する委任	第4章 局室区長に対する委任
第1節 区長に対する委任（ <u>第49条—第55条</u> ）	第1節 区長に対する委任（ <u>第48条—第54条</u> ）
第2節 局室長に対する委任（ <u>第</u>	第2節 局室長に対する委任（ <u>第</u>

55条の2—第55条の8)

第3節 補則(第56条・第56条の2))

第5章 福祉事務所長に対する委任
(第57条—第71条)

第6章 事業所長等に対する委任

第1節 第1類事業所長に対する
委任 (第72条—第72条の
5)

第2節 第2類事業所長に対する
委任 (第73条—第73条の
5)

第3節 補則 (第74条・第75条)

第7章 水道事業管理者に対する委
任 (第76条・第77条)

第8章 交通事業管理者に対する委
任 (第78条・第79条)

第9章 水道事業管理者、交通事業
管理者及び教育長に対する
委任 (第80条)

(予防接種法に規定する事務の委
任)

第3条 地域保健法第9条の規定に基
づき、予防接種法(昭和23年法律第
68号) 第5条第1項並びに第6条第
1項及び第3項に規定する予防接種
の実施に関する事務は、保健所長に
委任する。

54条の2—第54条の5)

第3節 補則(第55条・第55条の2))

第5章 福祉事務所長に対する委任
(第56条—第70条)

第6章 事業所長等に対する委任

第1節 第1類事業所長に対する
委任 (第71条—第71条の
5)

第2節 第2類事業所長に対する
委任 (第72条—第72条の
5)

第3節 補則 (第73条・第74条)

第7章 水道事業管理者に対する委
任 (第75条・第76条)

第8章 交通事業管理者に対する委
任 (第77条・第78条)

第9章 水道事業管理者、交通事業
管理者及び教育長に対する
委任 (第79条)

(予防接種法に規定する事務の委
任)

第3条 地域保健法第9条の規定に基
づき、予防接種法(昭和23年法律第
68号) 第3条第1項並びに第6条第
1項及び第3項に規定する予防接種
の実施に関する事務は、保健所長に
委任する。

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下この条において「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(7) [略]

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する事務の委任)

第46条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第22条の規定による申請の受理に関すること。

(2) 法第23条から第26条まで及び第26条の3の規定による通報の受理に関すること。

(3) 法第26条の2の規定による届出

(旅館業法等に規定する事務の委任)

第8条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「施行規則」という。)並びに神戸市旅館業法の施行等に関する条例(平成16年3月条例第66号。以下「施行条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(7) [略]

の受理に関すること。

(4) 法第27条第1項及び第2項の規定による指定医による診察に関すること。

(5) 法第28条第1項の規定による診察の通知に関すること。

(6) 法第29条の規定による措置入院に関すること。

(7) 法第29条の2の規定による緊急措置入院に関すること。

(8) 法第29条の2の2の規定による措置入院のための移送に関すること。

(9) 法第29条の4の規定による措置入院の解除に関すること。

(10) 法第29条の5の規定による届出の受理に関すること。

(11) 法第31条の規定による費用の徴収に関すること。

(12) 法第34条第1項及び第2項の規定による医療保護入院のための移送に関すること。

(13) 法第34条第3項の規定による応急入院のための移送に関すること。

(14) 法第40条の規定による仮退院の許可に関すること。

第3章 児童相談所長に対する

第3章 児童相談所長に対する

委任

第47条～第51条 [略]

(介護保険に関する事務の委任)

第52条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる介護保険に関する事務は、区長に委任する。

(1) [略]

(2) 保険給付(介護保険法第21条第3項の規定による損害賠償金の徴収及び収納に関する事務の委託に関すること、基準該当居宅サービス及び基準該当居宅介護支援の認定に係る基準に関すること並びに同法第41条第10項(同法第42条の2第9項、同法第46条第7項、同法第48条第7項、同法第51条の3第8項、同法第53条第7項、同法第54条の2第9項、同法第58条第7項及び同法第61条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による審査及び支払に関する事務の委託に関することを除く。)に関すること。

(3)、(4) [略]

第53条、第54条 [略]

(その他の事務の区長に対する委任)

第55条 前各条に定めるもののほか、

委任

第46条～第50条 [略]

(介護保険に関する事務の委任)

第51条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる介護保険に関する事務は、区長に委任する。

(1) [略]

(2) 保険給付(介護保険法(平成9年法律第123号)第21条第3項の規定による損害賠償金の徴収及び収納に関する事務の委託に関すること、基準該当居宅サービス及び基準該当居宅介護支援の認定に係る基準に関すること並びに同法第41条第10項(同法第42条の2第9項、同法第46条第7項、同法第48条第7項、同法第51条の3第8項、同法第53条第7項、同法第54条の2第9項、同法第58条第7項及び同法第61条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定による審査及び支払に関する事務の委託に関することを除く。)に関すること。

(3)、(4) [略]

第52条、第53条 [略]

(その他の事務の区長に対する委任)

第54条 前各条に定めるもののほか、

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)～(4) [略]

(5) 契約の締結（締結した契約の変更及び解除を含む。）に関すること。
（神戸市公有財産規則第5条で定めるもの及び不動産の借入れを除く。）

(5の2) 契約の締結に関するもののほか、配分した歳出予算の執行に関すること。

(6)～(28) [略]

（局室長に対する事務の委任）

第55条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第208条第1項に規定する危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局の長、市長室長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)～(7) [略]

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下次号までにおいて

地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)～(4) [略]

(5) 配分した歳出予算の執行に関すること。

(6)～(28) [略]

（局室長に対する事務の委任）

第54条の2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、会計室並びに消防局の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。

(1)～(7) [略]

「令」という。）第167条の2第1項第1号に基づく契約の締結（締結した契約の変更及び解除を含む。以下第11号までにおいて同じ。）で次に掲げるものに関すること。

ア 令別表第5の1の項から5の項までに定めるもので、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第25条の2第1項に規定する額を超えないもの（神戸市公有財産規則第5条に定めるもの及び不動産の借入れを除く。）

イ 令別表第5の6の項に定めるもののうち、その他請負契約（工事又は製造の請負以外の請負契約で、次のいずれかに該当するものをいう。）

（ア）運送

（イ）物品又は機械設備の修理

（ウ）測量及び地質調査

（エ）洗濯、樹木せん定、草刈り又は清掃

（オ）上記（ア）から（エ）までに掲げるもののほか、請負の目的、方法及び程度等が具体的に、かつ、一義的に明示されている契約

(9) 令第167条の2第1項第2号から第5号までに掲げる契約の締結に関すること(訓令で定めるものに限る。)。

(10) 委託契約(本市の事務事業の処理を相手方にゆだねる契約であり、その対価として本市に支出を伴うものをいう。ただし、請負や調達により処理できないものに限る。)及び受託契約(業務の履行を本市が行う契約であり、その対価として本市に収入を伴うものをいう。)の締結に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 1件3億円超の工事委託契約及び工事受託契約

イ 1件4,000万円超の工事委託契約以外の委託契約及び工事受託契約以外の受託契約

(11) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣契約の締結に関すること。

(12) 指定管理者との公の施設の管理に係る協定の締結に関すること(前条において区長に委任するものを除く。)。

2 局室長は、前項第1号から第7号までの規定により委任された事務を、神戸市公有財産規則第17条及び第18条に定める公有財産の管理に関する事務の規定に従い、それぞれ受任する。

(行財政局長に対する事務の委任)

第55条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、行財政局長に委任する。

(1)～(12) [略]

(13) 地方公務員法第34条第2項の規定による職務上の秘密に属する事項を公表する場合の許可に関すること。

(14) [略]

(15) 神戸市契約規則（以下第20号までにおいて「規則」という。）第3条及び第3条の2に規定する一般競争入札の参加者の資格に関すること。

(16) 規則第8条の規定による入札保証金の納付に代わる担保の提供に関すること。

(17) 規則第24条の規定による契約保証金の納付に関すること。

(18) 規則第25条の規定による契約保証金の免除に関すること。

2 局室長は、前項の規定により委任された事務を、神戸市公有財産規則(昭和44年10月規則第43号の2)第17条及び第18条に定める公有財産の管理に関する事務の規定に従い、それぞれ受任する。

(行財政局長に対する事務の委任)

第54条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、行財政局長に委任する。

(1)～(12) [略]

(13) [略]

(19) 規則第25条の2の規定による
随意契約内容の公表に関すること。

(20) 規則第27条の4（同条第3項を
除く。）の規定による一般競争入札
に係る認定の特例等に関すること。

（環境局長に対する事務の委任）

第55条の4 地方自治法第153条第1
項の規定に基づき、次に掲げる事務
は、環境局長に委任する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する
法律（昭和45年法律第137号。以下
第16号までにおいて「法」という。）
第8条第1項の規定による一般廃
棄物処理施設の設置及び第9条第
1項の規定による変更の許可に関
すること。

(2) 法第8条の2第4項の規定によ
る一般廃棄物処理施設の許可の条
件の付与に関すること。

(3) 法第8条の2第5項（法第9条
第2項において準用する場合を含
む。）の規定による一般廃棄物処理
施設の使用前の検査に関すること。

(4) 法第8条の2の2第1項の規定
による一般廃棄物処理施設の定期
検査に関すること。

(5) 法第9条第3項の規定による一
般廃棄物処理施設の軽微な変更等

に係る届出に関すること。

(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定に関すること。

(7) 法第9条の5の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等に係る許可に関すること。

(8) 法第9条の6の規定による一般廃棄物処理施設の設置者の合併及び分割の認可に関すること。

(9) 法第9条の7の規定による一般廃棄物処理施設の設置者の相続に係る届出に関すること。

(10) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置及び法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に関すること。

(11) 法第15条の2第4項の規定による産業廃棄物処理施設の許可の条件の付与に関すること。

(12) 法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の使用前の検査に関すること。

(13) 法第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の定

期検査に関すること。

(14) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更に係る届出に関すること。

(15) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定に関すること。

(16) 法第15条の4において準用する法第9条の5の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等に係る許可に関すること。

(17) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置及び第8条第1項の規定による変更に係る許可に関すること。

(18) 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号。以下第22号までにおいて「条例」という。）第8条の規定による特定事業の許可及び第16条第1項の規定による変更に係る許可に関すること。

(19) 条例第16条第3項の規定による軽微な変更に係る届出に関すること。

(20) 条例第24条第1項の規定による特定事業の廃止に係る届出及び同条第2項の規定による報告の受理並びに同条第3項の規定による通知に関すること。

(21) 条例第25条において準用する条例第24条第1項の規定による特定事業の完了に係る届出及び同条第2項の規定による報告の受理並びに同条第3項の規定による通知に関すること。

(22) 条例第26条第1項の規定による特定事業譲受けに係る許可に関すること。

(23) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下第29号までにおいて「条例」という。）第8条第1項の規定による特定事業の実施及び第10条第1項の規定による特定事業計画の変更に係る許可に関すること。

(24) 条例第10条第2項の規定による特定事業計画の変更に係る届出に関すること。

(25) 条例第11条第1項の規定による特定施設の設置の完了に係る検査及び同条第2項の規定による通

知に関すること。

(26) 条例第13条第1項の規定による区域外における特定事業の実施及び第14条第1項の規定による計画変更に係る届出に関すること。

(27) 条例第15条の規定による区域外における特定施設の設置完了届出に関すること。

(28) 条例第17条の規定による特定施設の廃止に係る届出に関すること。

(29) 条例第18条第3項の規定による特定事業の承継に係る届出に関すること。

(30) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条第3項の規定による土壌汚染状況調査における特定有害物質の種類のお知らせに関すること。

（建設局長に対する事務の委任）

第55条の5 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。

（1）～（43） [略]

（都市局長に対する事務の委任）

第55条の6 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、都市局長に委任する。

（建設局長に対する事務の委任）

第54条の4 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。

（1）～（43） [略]

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付に関すること。
- (2) 都市計画法第58条の2第1項及び第2項の規定による地区計画の区域内における行為の届出に関すること。
- (3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項及び第2項、第108条第1項及び第2項並びに第108条の2第1項の規定による神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）の区域内における行為の届出に関すること。
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第2項の規定による生産緑地地区内における行為の許可、同条第3項の規定による条件の付与及び同条第7項の規定による助言又は勧告に関すること。
- (5) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条第1項ただし書の規定による流通業務地区内における施設の建設等に係る許可に関すること。
- (6) 景観法（平成16年法律第110号。以下第12号までにおいて「法」とい

う。)第16条第1項及び第2項の規定による景観計画区域内における行為に係る届出に関すること。

(7) 法第16条第3項の規定による勧告及び神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号。以下第22号までにおいて「条例」という。)第14条第2項の規定による公表に関すること。

(8) 法第16条第5項の規定による通知に関すること。

(9) 法第16条第6項の規定による国の機関又は地方公共団体との協議に関すること。

(10) 法第17条第1項の規定による行為の変更命令等及び条例第15条第1項の規定による意見の聴取に関すること。

(11) 法第17条第5項の規定による原状回復又は必要な措置の命令に関すること。

(12) 法第18条第2項の規定による行為の着手の制限期間の短縮に関すること。

(13) 条例第12条の規定による行為の届出に対する通知に関すること。

(14) 条例第13条第1項の規定による行為の届出に係る助言及び指導

に関すること。

(15) 条例第14条第1項の規定による意見の聴取に関すること。

(16) 条例第15条第2項の規定による処分の公表に関すること。

(17) 条例第32条第3項及び第5項の規定による指定景観資源の現状変更に係る届出に関すること。

(18) 条例第33条の規定による指定景観資源に係る助言及び指導に関すること。

(19) 条例第34条の規定による指定景観資源に係る報告の徴収に関すること。

(20) 条例第35条の規定による所有者の変更の届出に関すること。

(21) 条例第39条第1項の規定による保存活用計画を定めた場合における行為の許可及び同条第4項の規定による条件の付与に関すること。

(22) 条例第39条第5項の規定による保存活用計画の現状変更等に係る行為の停止命令又は許可の取消しに関すること。

(23) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第11条及び神戸市

地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則(昭和57年2月規則第78号)第6条の規定によるまちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関すること。

(24) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第12条第1項の規定による協議及び同条第2項の規定による意見の聴取に関すること。

(25) 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第7条の規定による行為の完了、中止又は廃止の届出に関すること。

(建築住宅局長に対する事務の委任)

第55条の7 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建築住宅局長に委任する。

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条、第37条第2項、第38条第3項及び第39条第2項の規定による公示に関すること。

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下第10号までにおいて「法」という。)第11条第1項及び第170

条第1項の規定による事業計画の縦覧に関すること。

(3) 法第14条第3項及び第49条第3項の規定による図書縦覧に関すること。

(4) 法第25条第1項の規定による届出及び第2項の規定による公告に関すること。

(5) 法第41条の2第4項の規定による意見申述に関すること。

(6) 法第42条の規定による決算報告書の承認に関すること。

(7) 法第53条第1項の規定による審査委員の選任の承認に関すること。

(8) 法第101条第2項、第163条第2項及び第216条第2項の規定による協力要請に関すること。

(9) 法第112条の規定による決議の届出に関すること。

(10) 法第114条第1項の規定による報告の徴収に関すること。

(11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第16条において準用する第14条第3項の規定による審査委員の解任の承認に関すること。

(12) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成19年法律第112号。以下第19号までにおいて「法」という。)第13条の規定による登録簿の閲覧に関すること。

(13) 法第22条の規定による報告の徴収に関すること。

(14) 法第25条第1項の規定による指定登録機関の指定に関すること。

(15) 法第28条第1項及び第3項並びに第34条第2項の規定による公示に関すること。

(16) 法第28条第2項の規定による届出に関すること。

(17) 法第30条第1項の規定による登録事務規程の認可に関すること。

(18) 法第33条第1項の規定による報告の要求、立入検査又は質問に関すること。

(19) 法第39条の規定による助言その他の援助に関すること。

(20) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下第22号までにおいて「法」という。)第5条の8の規定による報告の徴収に関すること。

(21) 法第5条の12第1項の規定による法人の指定に関すること。

(22) 法第92条の2の規定による協

力要請に関すること。

(23) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下第28号までにおいて「法」という。)第42条(法第51条第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は相続財産清算人の選任の請求に関すること。

(24) 法第47条第1項の規定による法人の指定、同条第2項及び第4項の規定による公示並びに同条第3項の規定による届出に関すること。

(25) 法第49条第1項の規定による報告の徴収及び同条第2項の規定による措置の命令に関すること。

(26) 法第49条第3項の規定による指定の取消し及び同条第4項の規定による公示に関すること。

(27) 法第51条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による通知に関すること。

(28) 法第53条第2項の規定による職員派遣の要請に関すること。

(29) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第8項の規定による台帳の整備及び保存に関すること。

(30) 建築基準法第93条の2の規定

による書類の閲覧に関すること。

(31) 神戸市民の住環境等をまもり
そだてる条例(平成6年3月条例第
51号。以下第35号までにおいて「条
例」という。)第16条第1項の規定
による紛争の調整並びに同条第2
項の規定による出頭の要求、意見の
聴取及び資料の提出要求に関する
こと。

(32) 条例第35条の2第1項の規定
による計画策定に関すること。

(33) 条例第35条の3から第35条の
5までの規定による近隣住環境計
画の策定及び策定に係る申請、協
議、意見の聴取、告示その他の手続
に関すること。

(34) 条例第35条の7第1項の規定
による行為の届出及び同条第2項
の規定による勧告に関すること。

(35) 条例第37条第2項の規定によ
る調停申請及び神戸市日照等調停
委員への付議に関すること。

(36) 神戸市民の住環境等をまもり
そだてる条例施行規則(平成6年3
月規則第107号)第17条の規定によ
る同意の勧告に関すること。

(37) 神戸市建築物の安全性の確保
等に関する条例(平成20年4月条例

第1号。以下第40号までにおいて「条例」という。）第10条第1項の規定による防災計画の届出、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議及び同条第4項の規定による指導又は助言に關すること（同条第5項において準用する場合を含む。）。

(38) 条例第11条第1項の規定による届出及び同条第11条第2項及び第3項の規定による報告に關すること。

(39) 条例第12条第1項の規定による工事の取りやめに關する届出及び同条第2項の規定による報告に關すること。

(40) 条例第54条第1項の規定による事故の届出に關すること。

(41) 空家等対策の推進に關する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定による相続財産清算人の選任又は命令の請求に關すること。

(42) 神戸市空家空地対策の推進に關する条例第10条の規定による財産管理人の選任の申立てに關すること。

(43) 神戸市空家空地対策の推進に

関する条例第18条の規定による情報の提供、助言その他必要な援助に関すること。

(44) 神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下第47号までにおいて「条例」という。）第37条の規定による用途外使用の承認に関すること。

(45) 条例第47条第1項の規定による立入検査又は指示に関すること。

(46) 条例第48条第1項の規定による市営住宅の返還の届出に関すること。

(47) 条例第73条第2項の規定による住宅監理員の任命及び同条第3項の規定による住宅管理人の委嘱に関すること。

第55条の8 [略]

(市長の指示)

第56条 [略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

第54条の5 [略]

(市長の指示)

第55条 [略]

2 局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第221条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。

(読み替え)

第56条の2 第55条の2から第55条の

8までの規定により委任された事務を行う場合において、他の規則に当該事務に係る申請書、許可書等の様式の定めがあるときは、当該様式中「神戸市長」とあるのは、受任した局室長と読み替えるものとする。

(保育に関する事務の委任)

第57条 [略]

2 児童福祉法（以下この条及び次条において「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、次に掲げる保育に関する事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(5) [略]

第58条～第72条 [略]

(博物館長に対する事務の委任)

第72条の2 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、博物館長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市立博物館条例施行規則第10条第1項から第6項までの規定による資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関する事。ただし、館外貸出しに係る次に掲げるもの

(読み替え)

第55条の2 第54条の2から第54条の

5までの規定により委任された事務を行う場合において、他の規則に当該事務に係る申請書、許可書等の様式の定めがあるときは、当該様式中「神戸市長」とあるのは、受任した局室長と読み替えるものとする。

(保育に関する事務の委任)

第56条 [略]

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条及び次条において「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、次に掲げる保育に関する事務は、福祉事務所長に委任する。

(1)～(5) [略]

第57条～第71条 [略]

(博物館長に対する事務の委任)

第71条の2 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、博物館長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市立博物館条例施行規則（令和2年3月規則第92号）第10条第1項から第6項までの規定による資料の特別利用及び館外貸出しの許可に関する事。ただし、館外

を除く。

ア～ウ [略]

(4)～(8) [略]

第72条の3 [略]

(建設事務所長に対する事務の委任)

第72条の4 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 法第32条第1項及び第3項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可で、次に掲げるものに関する事。ただし、神戸市道路占用規則（昭和46年4月規則第1号）第3条の規定による変更の許可を含み、同規則第7条の規定による許可の更新を除く。

ア～オ [略]

カ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号、第4号、第5号及び第12号に掲げる物件又は施設（添加広告物及び地下施設に設ける看板類を除く。）

(4)～(19) [略]

貸出しに係る次に掲げるものを除く。

ア～ウ [略]

(4)～(8) [略]

第71条の3 [略]

(建設事務所長に対する事務の委任)

第71条の4 地方自治法第153条第1

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設事務所長に委任する。

(1)、(2) [略]

(3) 法第32条第1項及び第3項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可で、次に掲げるものに関する事。ただし、神戸市道路占用規則（昭和46年4月規則第1号）第3条の規定による変更の許可を含み、同規則第7条の規定による許可の更新を除く。

ア～オ [略]

カ 道路法施行令第7条第1号、第4号、第5号及び第12号に掲げる物件又は施設（添加広告物及び地下施設に設ける看板類を除く。）

(4)～(19) [略]

第72条の5～第76条 [略]

第77条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。

(1) 神戸市下水道条例に規定する下水道使用料について、水道を使用する場合(水道と井戸を併用している場合を含む。)における一般汚水、浴場汚水及び共用汚水に係る下水道使用料の徴収に関すること(市長が指定するものを除く。)

(2)～(6) [略]

第78条 [略]

第79条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、交通事業管理者に委任する。

(1)～(3) [略]

(4) 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項及び第2条の規定に基づき企業管理規程により行うことができるものとされている事務のほか、次に掲げる事務その他の市長の附属機関(交通事業管理者の担任する事務に係るものに限る。)に関すること。

ア～ウ [略]

第71条の5～第75条 [略]

第76条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。

(1) 神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)に規定する下水道使用料について、水道を使用する場合(水道と井戸を併用している場合を含む。)における一般汚水、浴場汚水及び共用汚水に係る下水道使用料の徴収に関すること(市長が指定するものを除く。)

(2)～(6) [略]

第77条 [略]

第78条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、交通事業管理者に委任する。

(1)～(3) [略]

(4) 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項及び第2条の規定に基づき企業管理規程により行うことができるものとされている事務のほか、次に掲げる事務その他の市長の附属機関(交通事業管理者の担任する事務に係るものに限る。)に関すること。

ア～ウ [略]

第80条 [略]

第79条 [略]

(神戸市公印規則の一部改正)

第2条 神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

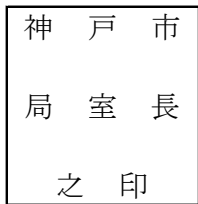
- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第4（第5条、第10条関係）						別表第4（第5条、第10条関係）					
様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
73の4	[略]	[略]	[略]	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下この表において「規則」という。） <u>第55条の2第1項第3号</u> から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権限に属する事務（建設事務所の所管に属するものを除く。）	[略]	73の4	[略]	[略]	[略]	神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下この表において「規則」という。） <u>第54条の2第1項第3号</u> から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権限に属する事務（建設事務所の所管に属するものを除く。）	[略]
73の5	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第55条の5第1号</u> から第36号までに規定する事務	[略]	73の5	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第54条の4第1号</u> から第36号までに規定する事務	[略]
73の6	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第55条の2第1項第3号</u> から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権限に属する事務（建設事務所の所管に属するものに限る。）	[略]	73の6	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第54条の2第1項第3号</u> から第7号までに規定する事務のうち、建設局長の権限に属する事務（建設事務所の所管に属するものに限る。）	[略]
73の7	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第55条の5第37号</u> から第43号までに規定する	[略]	73の7	[略]	[略]	[略]	規則 <u>第54条の4第37号</u> から第43号までに規定する	[略]

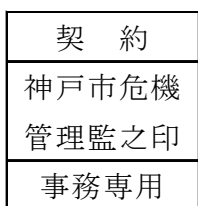
事務					事務					
73の9	契約等事務 専用局室長 の印	隸書	方30	規則第55条の2第1項第 8号から12号までに規定 する事務（危機管理監の 権限に属するものを除 く。）	行財政局業務改革課					
73の10	契約等事務 専用危機管 理監の印	隸書	方30	規則第55条の2第1項第 8号から12号までに規定 する事務のうち、危機管 理監の権限に属する事務	行財政局業務改革課					

様式73の8の次に次の2様式を加える。

様式73の9



様式73の10



(生活保護法施行細則の一部改正)

第3条 生活保護法施行細則(平成21年4月規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保護の開始等の申請に係る書面の様式)	(保護の開始等の申請に係る書面の様式)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 施行規則第1条第6項の規定によ	3 施行規則第1条第6項の規定によ

り福祉事務所長（神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）第67条第2項に規定するホームレスに関する権限に係る場合にあっては、市長）が提出を求める場合の書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

り福祉事務所長（神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）第66条第2項に規定するホームレスに関する権限に係る場合にあっては、市長）が提出を求める場合の書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

訓令甲第3号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。</p>

以下同じ。)、区長、北神担当区長、部長(経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。)、室長(局に相当する室の長を除く。以下同じ。)、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長(神戸市事務分掌規則第153条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。)、課長(同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。)、課内室長、課内所長及び係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決(市長の権限に属する事務の委任を受けた者が自ら決裁することを含む。以下同じ。)

について必要な事項を定めるものとする。

(区役所の部長及び北須磨支所長の専決事項)

第11条 区役所の部長及び須磨区役所北須磨支所長(以下「北須磨支所長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長(組織の事務を主管する部長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関

以下同じ。)、区長、北神担当区長、部長(経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。)、室長(局に相当する室の長を除く。以下同じ。)、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長(神戸市事務分掌規則第153条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。)、課長(同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。)、課内室長、課内所長及び係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(区役所の部長及び北須磨支所長の専決事項)

第11条 区役所の部長及び須磨区役所北須磨支所長(以下「北須磨支所長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長(組織の事務を主管する部長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関

することについて、部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長及び北須磨支所長共通専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部長及び北神区役所部長(総務・保健福祉担当)専決事項

(1) [略]

(2) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定に基づく支援給付及び第15条の規定に基づく配偶者支援金の支給並びに市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条の規定に基づく支援給付に係る神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)第67条第1項並びに第2項第1号(保

することについて、部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長及び北須磨支所長共通専決事項 [略]

区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部長及び北神区役所部長(総務・保健福祉担当)専決事項

(1) [略]

(2) 市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定に基づく支援給付及び第15条の規定に基づく配偶者支援金の支給並びに市域における中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条の規定に基づく支援給付に係る神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)第66条第1項並びに第2項第1号(保

護の変更を除く。)、第2号、第3号、第13号(届出に関するものを除く。)、第17号から第20号まで、第22号及び第24号に係る事務に関すること(垂水区役所保健福祉部長に限る。)

北須磨支所長専決事項 [略]

護の変更を除く。)、第2号、第3号、第13号(届出に関するものを除く。)、第17号から第20号まで、第22号及び第24号に係る事務に関すること(垂水区役所保健福祉部長に限る。)

北須磨支所長専決事項 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

	材料費 (市長が指定するものA)	全て							△	○			
	消耗品費 (共通物品の発注に係る決定)	160万円超 160万円以下							○			△	
													総務事務センター長
													160万円を超えるものについては経理契約を要する。
	消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するものA)	全て											
	消耗品費 (共通物品の発注に係る決定)	全て											
													総務事務センター長
													100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するものA)	全て											
	消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するものA)	全て											
													[略]
													[略]

	の)																			
	消耗品費 (市長が指定するものを除く共通物品)	全て								△△	○									
	消耗品費 (歳出予算の範囲内の被服)	160万円超									○									
		160万円以下									△									
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	消耗品費 (各種施)	全て	○																	教育委員会事務局 長及び教育次長
																				160万円を超えるものについては経理契約を要する。

	の)																			
	消耗品費 (市長が指定するものを除く共通物品)	全て									○○	○								
	消耗品費 (歳出予算の範囲内の被服)	全て										○								
																				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	消耗品費 (各種施)	全て	○									○								教育委員会事務局 長及び教育次長
																				100万円を超えるものについては経理契約を要する。

設 に お け る 給 与 品)	160 万円 超									○		
	160 万円 以下									△		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
燃 料 費 (歳 出 予 算 の 範 囲 内 の 燃 料)	160 万円 超									○	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	160 万円 以下									△		
電 気 料 金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	1,000 万円 以下									△△		
電 気 料 金 (電	全て									△△	○	[略]

設 に お け る 給 与 品)												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
燃 料 費 (歳 出 予 算 の 範 囲 内 の 燃 料)	全て									○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
電 気 料 金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	1,000 万円 以下									○		
電 気 料 金 (電	全て									○	○	[略]

			気事業者の定める申込書によるもの)																	
			ガス料金、上下水道料金	全て						△△	○									
請負	10	需修繕	4,000	○																
(そ	用	料	万円																	
の	費	超	4,000		○					○	○									
他)			万円																	
			以下																	
			2,000			○														
			万円																	
			以下																	
			1,000							○										
			万円																	
			以下																	
			100							△△										

100万円を超えるものについては経理契約を要する。

			気事業者の定める申込書によるもの)																	
			ガス料金、上下水道料金	全て						○○	○									
請負	10	需修繕	4,000	○																
(そ	用	料	万円																	
の	費	超	4,000		○						○	○								
他)			万円																	
			以下																	
			2,000			○														
			万円																	
			以下																	
			1,000							○										
			万円																	
			以下																	
			100																	

100万円を超えるものについては経理契約を要する。

		その他通信運搬費	4,000万円以下	○				○	○		する。
			2,000万円以下			○					
			1,000万円以下				○				
			160万円以下				△	△			
請負	11	役一般	4,000万円	○							100万円を超えるものについては経理契約を要する。
(その他)		業務費、その他通信運搬費	4,000万円以下			○		○	○		
			2,000万円以下			○					
			1,000万円以下				○				
			100万円以下				△	△			
		(その他)	その他通信運搬費								する。
			4,000万円以下	○				○	○		
			2,000万円以下			○					
			1,000万円以下				○				
			160万円以下				△	△			
		一般	200万円	○							
		業務費、超	200万円以下			○					
		その他通信運搬費	100万円以下				○				
		(市長が指定するものA、B)	全て					○	○		

調達、 請負 (そ の他	11	役 務	一般	200		△									
			役務	万円											
			費、超												
			その他	200			△								
請負 (そ の他)	11	役 務	一般	全て			△							[略]	
			役務												
			費												
			(公 金取 扱手 数料 に関 する もの の決 定)												
調達	11	役 務	一般 役務	全て						△	△	○			

請負 (そ の他)	11	役 務	一般	全て						○					[略]	
			役務													
			費													
			(公 金取 扱手 数料 に関 する もの の決 定)													
調達	11	役 務	一般 役務	全て								○	○	○		

			(後納郵便料金)																				
			保険料	全て						△△	○												
労働者派遣契約	11	役人材料派遣費用	2,000万円超							△											[略]		
			2,000万円以下								△												
			1,000万円以下									△											
			1,000万円以下										△										
			全て										△	○									
1 2 指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12	委託施設管理料	2,000万円超							△											歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に收受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積額とする。	
			2,000万円以下								△												
			1,000万円以下										△										

			(後納郵便料金)																					
			保険料	全て							○○	○												
労働者派遣契約	11	役人材料派遣費用	2,000万円超								○											[略]		
			2,000万円以下									○												
			1,000万円以下										○											
			1,000万円以下											○										
			全て											○	○									
1 2 指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12	委託施設管理料	4,000万円超								○										歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に收受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積額とする。		
			4,000万円以下								○			○	○									
			2,000万円以下										○											
			1,000万円以下									○												

び 賃 借 料		一般	4,000	○							160万円を超えるものについては経理契約を要する。
		使用	万円								
		料等	超								
		(電	4,000		○			○	○		
		子計	万円								
算機	以下										
		上	2,000			○					
		使用	万円								
		する	以下								
		ソフ	1,000				○				
		トウ	万円								
		ェア	以下								
		に係	160				△	△			
		るも	万円								
		の)	以下								
物品 の借 入れ	13使 用 料 及 び 賃 借 料	一般	4,000	○						1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
		使用	万円								
		料等	超								
			4,000		○			○	○		
			万円								
			以下								
			2,000			○					
			万円								
			以下								

び 賃 借 料		一般	4,000	○						100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
		使用	万円								
		料等	超								
		(電	4,000		○			○	○		
		子計	万円								
算機	以下										
		上	2,000			○					
		使用	万円								
		する	以下								
		ソフ	1,000				○				
		トウ	万円								
		ェア	以下								
		に係	160								
		るも	万円								
		の)	以下								
物品 の借 入れ	13使 用 料 及 び 賃 借 料	一般	4,000	○						1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
		使用	万円								
		料等	超								
			4,000		○			○	○		
			万円								
			以下								
			2,000			○					
			万円								
			以下								

請負 (その他)	13 使用料 及(タ びクシ 賃一利 借用 料)	自動 車借 上料 (タ びクシ 賃一利 借用 料)	全て	△△ ○											[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
14 (工事)	14 工事 請負 費	3億 円超	○															1 直営工事の 施行決定を含 む。 2 250万円を 超えるものに ついては経理 契約を要す る。
		3億 円以 下		○														
		2億 円以 下					○											
		1億						○										

請負 (その他)	13 使用料 及(タ びクシ 賃一利 借用 料)	自動 車借 上料 (タ びクシ 賃一利 借用 料)	全て	○○ ○											[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
14 (工事)	14 工事 請負 費	3億 円超	○															1 直営工事の 施行決定を含 む。 2 250万円を 超えるものに ついては経理 契約を要す る。
		3億 円以 下																
		2億 円以 下							○									
		1億								○								

				円以下																
				250万円以下				△△												
				工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て			△		[略]										[略]
15	調達	15	原材料費	4,000万円超	○															160万円を超えるものについては経理契約を要する。
			材料費	4,000万円		○			○	○										

				円以下																
				工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て			○		[略]										[略]
15	調達	15	原材料費	4,000万円超	○															100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			材料費	4,000万円		○			○	○										

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

]] 略略略略略略略略]]] 略略略略略略略略]						
]] 略略略略略略略略]]] 略略略略略略略略]						
0 3 物品の貸付	200万円超	△	△ ○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。	0 3 物品の貸付	500万円超	○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）
	200万円以下	△				500万円以下	○ ○	
	100万円以下	△				200万円以下	○	
						100万円以下	○	

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4～11 [略]

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4～11 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前																	
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）												別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）																	
財務関係事務												財務関係事務																	
2-3 その他												2-3 その他																	
決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	備考		決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	備考	
		副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消費局長	教育委員	特定職					副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消費局長	教育委員	特定職				
		局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長					局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長				
			副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長							副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長	副局長				
				副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長								副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長	副部長				
					副課長	副課長	副課長	副課長	副課長	副課長									副課長	副課長	副課長	副課長	副課長	副課長	副課長				
						副室長	副室長	副室長	副室長	副室長										副室長	副室長	副室長	副室長	副室長	副室長				
							副室長	副室長	副室長	副室長											副室長	副室長	副室長	副室長	副室長				
								副室長	副室長	副室長												副室長	副室長	副室長	副室長				
									副室長	副室長													副室長	副室長	副室長				
										副室長														副室長	副室長				

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超	△									[略]
	（支出を伴わないもの）	80万円以下				△						
	（市長が指定するものC）	全て				△					○	
0	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	200万円超	△									[略]
	（支出を伴わないもの）	200万円以下				△						
	（市長が指定するものC）	全て				△					○	
0	物品	200	△									[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超										[略]
	（支出を伴わないもの）	80万円以下							○			
	（市長が指定するものC）	全て							○		○	
0	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	200万円超							○			[略]
	（支出を伴わないもの）	200万円以下							○			
	（市長が指定するものC）	全て							○		○	
0	物品	200							○			[略]

9の貸 付 超 （収 入を 伴わ ない も の） 以下 全て	万円																			
	超																			
	200								△											
	万円																			
以下																				
100									△											
万円																				
以下																				
全て									△		○									
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。
- 4～10 [略]

9の貸 付 超 （収 入を 伴わ ない も の） 以下 全て	万円																			
	超																			
	200									○										
	万円																			
以下																				
100										○										
万円																				
以下																				
全て										○		○								
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4～10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後														改正前																																				
別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)														別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)																																				
財務関係事務														財務関係事務																																				
2-4 契約														2-4 契約																																				
決裁事項	節	節名	細節	専決	決裁区分									合議	備考	決裁事項	節	節名	細節	専決	決裁区分									合議	備考																			
					副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消防局長	教育委員会事務局								特定職	副市長	特長	局長	特長	部長	特長	課長	消防局長			教育委員会事務局	特定職																	
			等																																															

0	調達	10	需用	消耗	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1			費	品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				燃料	160									△	△	○		
				費、	万円													
				印刷	以下													
				製本														
				費、														
				医薬														
				材料														
				費	全て									△	○			
				(市														
				長が														
				指定														
				する														
				もの														
				A)														

160万円を超えるものについては経理契約を要する。

0	調達	10	需用	消耗	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1			費	品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				燃料	100									○	○	○		
				費、	万円													
				印刷	以下													
				製本														
				費、														
				医薬														
				材料														
				費	全て									○	○			
				(市														
				長が														
				指定														
				する														
				もの														
				A)														

100万円を超えるものについては経理契約を要する。

消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するもの)	全て										△	[略]	
消耗品費 (市長が指定するものを除く共通物品)	全て										△	△	○
消耗品費 (歳出予算の範囲)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
範囲	160										△		

160万円を超えるものについては経理契約を要する。

消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するもの)	全て										○	[略]	
消耗品費 (市長が指定するものを除く共通物品)	全て										○	○	○
消耗品費 (歳出予算の範囲)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
範囲	100										○		

100万円を超えるものについては経理契約を要する。

内の被服)	万円 以下										
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消耗品費 (各種施設における給与品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
160万円 以下											△
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
燃料費 (歳出予算範囲内の燃料)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
160万円 以下											△
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
電気	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]
160万円を超えるものについては経理契約を要する。
[略]
160万円を超えるものについては経理契約を要する。
[略]

内の被服)	万円 以下										
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
消耗品費 (各種施設における給与品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
100万円 以下											○
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
燃料費 (歳出予算範囲内の燃料)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
100万円 以下											○
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
電気	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]
100万円を超えるものについては経理契約を要する。
[略]
100万円を超えるものについては経理契約を要する。
[略]

			料金]	略	略	略	略	略	略	略	略]	
			1,000 万円 以下											
			電気料金 (電気事業者の定める 申込書によるもの)	全て										
			ガス料金、 上下水道料金	全て										
請負 (その他)	10	需用	修繕	[略]	[[[[[[[[[略]	[略]
		費	料] 略	略	略	略	略	略	略	略	略] 略	
				100										

			料金]	略	略	略	略	略	略	略	略]	
			1,000 万円 以下											
			電気料金 (電気事業者の定める 申込書によるもの)	全て										
			ガス料金、 上下水道料金	全て										
請負 (その他)	10	需用	修繕	[略]	[[[[[[[[[略]	[略]
		費	料] 略	略	略	略	略	略	略	略	略] 略	
				100										

	万円以下								
修繕料	200万円		△						
(市長が指定するもの)	200万円以下			△					
B)	100万円以下				△				
	全て					△	○		
修繕料	250万円		△						
(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)	250万円以下		○						
	150万円以下			△					
									行財政局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長
									教育委員会事務局長及び教育次長
									行財政局部長（資産活用担当）、都市局部長（新都市

	万円以下								
修繕料	200万円					○			
(市長が指定するもの)	200万円以下						○		
B)	100万円以下							○	
	全て							○	○
修繕料	250万円					○			
(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)	250万円以下								
	150万円以下						○		
									行財政局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長
									行財政局部長（資産活用担当）、都市局部長（新都市

										事業担 当) 及び 部長 (新 都市整備 担当) 並 びに港湾 局部長 (工務・ 防災担 当)											事業担 当) 及び 部長 (新 都市整備 担当) 並 びに港湾 局部長 (工務・ 防災担 当)															
				150 万円 以下				△		都市局地 域整備推 進課長、 用地活用 推進課長 及び工務 課長並び に建築住 宅局住宅 整備課 長、住宅 建設課長 及び技術 管理課長											150 万円 以下					○										都市局地 域整備推 進課長、 用地活用 推進課長 及び工務 課長並び に建築住 宅局住宅 整備課 長、住宅 建設課長 及び技術 管理課長
調達	10	需用 費	賄材 料費 (各 種施	全て	○			△		[略]											調達	10	需用 費	賄材 料費 (各 種施	全て	○					○				[略]	

		費、超																
		その他通 信運	200 万円 以下				△											
		搬費 (市長が 指定する ものA、 B)	100 万円 以下						△									
			全て						△	○								
請負 (その他)	11	役務費	一般 4,000 万円	○													行財政局 長	100万円を超え るものについて は経理契約を要 する。
		その他通 信運 搬費	4,000 万円 以下						○								契約監理 課長	
			100 万円 以下					△	△	○								
		一般 役務費、 超	200 万円				△											
		その他通 信運	200 万円 以下				△											
		費、超																
		その他通 信運	200 万円 以下							○								
		搬費 (市長が 指定する ものA、 B)	100 万円 以下								○							
			全て									○	○					

			品のうち市長が指定するもの)															
			その他通信運搬費(後納郵便料金)	全て					△△	○								
			保険料	全て					△△	○								
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円超	△													[略]
				2,000万円以下	△													
				1,000万円以下	△													
				全て					△	○								
			品のうち市長が指定するもの)															
			その他通信運搬費(後納郵便料金)	全て							○	○	○					
			保険料	全て							○	○	○					
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円超	○													[略]
				2,000万円以下	○													
				1,000万円以下	○													
				全て							○	○						

0 3	指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12 委託 料 管理 委託 料	施設 管理 委託 料	2,000 万円 超																△	○	歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積額とする。			
				2,000 万円 以下																						
				1,000 万円 以下																						

0 3	指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12 委託 料 管理 委託 料	施設 管理 委託 料	4,000 万円 超																			歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積額とする。			
				4,000 万円 以下																							
				2,000 万円 以下																							
				1,000 万円 以下																							

委託	12 委託 料	その 他委 託料 (工 事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
			3億 円以 下																							
			2億 円以 下																							
			1億 円以 下																							

委託	12 委託 料	その 他委 託料 (工 事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
			3億 円以 下																							
			2億 円以 下																							
			1億 円以 下																							

			事以外)	万円以下																	
				2,000万円以下				△													
				1,000万円以下				△													
04	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	全て				△	△	○										
				借料	一般使用料等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
				コンピュータ上で使用するソフトウェアに係るもの)	160万円以下				△	△	○										
	物品の借	13	使用料	一般使用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
																					[略]

入れ	び貸	料等	借料	80万 円以 下								△△○	[略]	
				一般200 使用万円 料等超			△							
				(市200 長が万円 指定以下				△						
				する100 もの万円 C以下					△					
) 全て						△	○			
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
物品 の借 入れ	び貸	料等	借料	100万 円以 下								△△○	[略]	
				一般200 使用万円 料等超			△							
				(市200 長が万円 指定以下				△						
				する100 もの万円 C以下					△					
) 全て						△	○			
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
入れ	び貸	料等	借料	80万 円以 下								○○○	[略]	
				一般200 使用万円 料等超			○							
				(市200 長が万円 指定以下				○						
				する100 もの万円 C以下					○					
) 全て						○	○			
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
物品 の借 入れ	び貸	料等	借料	100万 円以 下								○○○	[略]	
				一般200 使用万円 料等超			○							
				(市200 長が万円 指定以下				○						
				する100 もの万円 C以下					○					
) 全て						○	○			
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	200 万円			△						[略]		
請負 (そ の 他)	13使用自 料及車借 び貸上料 借料	自動 車借 上料	200 万円			○						[略]		

の他)、 物品 の借 入れ	び貸 借料)	上料 (市 長が 指定 する もの B、 C)	超																	
			200 万円 以下						△											
			100 万円 以下						△											
		全て								△	△	○								
請負 (そ 他の)	13使用 料及 び貸 借料	自動 車借 上料 (タ クシ ー利 用料) (乗 車票 によ る利 用に 係る もの)	全て							△	△	○								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

の他)、 物品 の借 入れ	び貸 借料)	上料 (市 長が 指定 する もの B、 C)	超																
			200 万円 以下									○							
			100 万円 以下										○						
		全て												○	○				
請負 (そ 他の)	13使用 料及 び貸 借料	自動 車借 上料 (タ クシ ー利 用料) (乗 車票 によ る利 用に 係る もの)	全て											○	○	○			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

0 5	請負 （工 事）	14	工事 請負 費	工事 請負 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					250							△	△	○					
				工事 請負 費 （建 物の ガス 設備 にか かる もの （ガ ス冷 暖房 設備 工事 を除 く） ）	全て					△								[略]	
0 6	調達	15	原材 料費	原材 料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					160							△	△	○					

[略]

160万円を超え
るものについ
ては経理契約を要
する。

0 5	請負 （工 事）	14	工事 請負 費	工事 請負 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					250									○	○	○				
				工事 請負 費 （建 物の ガス 設備 にか かる もの （ガ ス冷 暖房 設備 工事 を除 く） ）	全て					○									[略]	
0 6	調達	15	原材 料費	原材 料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					100									○	○	○				

100万円を超え
るものについ
ては経理契約を要
する。

長が指定するものA)	万円												
	以下												
	全て												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1 受託 1 (工事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3 億 円以下			△						△	○		
	2 億 円以下				△								
	1 億 円以下					△							
受託 (工事以外)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	4,000 万円			△						△	○		

長が指定するものA)	万円												
	以下												
	全て												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1 受託 1 (工事)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	3 億 円以下							○				○	○
	2 億 円以下								○				
	1 億 円以下									○			
受託 (工事以外)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	4,000 万円							○				○	○

			以下																
			2,000万円以下				△												
			1,000万円以下				△												
1 売却 2 (物品その他)	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			50万円以下				△△	○											
売却 (物品その他) (法令等により金額が定まっているもの)	—	—	全て				△△												

			以下																
			2,000万円以下					○											
			1,000万円以下					○											
1 売却 2 (物品その他)	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			50万円以下					○	○	○									
売却 (物品その他) (法令等により金額が定まっているもの)	—	—	全て					○	○										

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
1 4 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの)	—	—	80万 円超																		[略]		
			80万 円以 下																				
			全て																				
物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの) (市 長が 指定 する	—	—	200 万円 超																			[略]	
			200 万円 以下																				
			100 万円 以下																				
			全て																				

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
1 4 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの)	—	—	80万 円超																			[略]	
			80万 円以 下																				
			全て																				
物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない もの) (市 長が 指定 する	—	—	200 万円 超																			[略]	
			200 万円 以下																				
			100 万円 以下																				
			全て																				

もの C) 1 5	物品 の貸 付	200 万円 超	△		△	○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、局長等の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
		200 万円 以下		△			
		100 万円 以下			△		

もの C) 1 5	物品 の貸 付	500 万円 超			○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。 3 賃料の減額については、
		500 万円 以下		○		○ ○	
		200 万円 以下			○		
		100 万円 以下				○	

																				局長等の専決とする。								
																				4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。								
物品 の貸 付 (収 入を 伴わ ない	—		200	△							[略]						物品 の貸 付 (収 入を 伴わ ない	—		200	○							[略]
			万円 超															万円 超										
			200	△																200	○							
		万円 以下															万円 以下											
		100	△															100	○									

の)				以下															
				全て						△	○								
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。
- 4～15 [略]

の)				以下															
				全て							○	○							
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4～15 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前								
別表第4（第10条—第13条関係）						別表第4（第10条—第13条関係）								
財務関係事務						財務関係事務								
4-1 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）						4-1 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）								
事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	
		区長 及び 北神 担当 区長 共通	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 及び 玉津 支所 長					区長 部長 課長 及び 北神 担当 区長 共通	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 及び 玉津 支所 長			
01	不動産の貸付	500万円以下	○			神戸市公有財産の賃貸	1	金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	2	契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。	3	この項における決裁区分は、		
							01	受託	4,000万円以下	○			金額は、見積金額とする。	
									2,000万円以下		○			
									1,000万円以下			○		
							02	物品の売却（不動産及	4,000万円以下	○			1	金額は、見積金額を示す。
									1,000万円以下		○		2	50万円を超えるもの（法令等により金額が定まっているものを除く）については経理契約を要する。

	<p>地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。</p> <p>4 賃料の減額については、区長等の専決とする。</p> <p>5 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合は、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。</p>		<p>び 用 500万 益 物 円以 権 を 下 除く)</p>		○		<p>1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。</p> <p>3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。</p> <p>4 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。</p>
		03	<p>物 品 500万 又 は 円以 不 動 下 産 の 貸 付</p>	○		<p>不動産において神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議</p>	

						以下)に合議	
02	寄附 の収 受(負 担付 きで ない もの)	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
03	施設 設備 に係 る賠 償金 の徴 収等 の事 務	[略]	[略]		[略]		

(注)
1～8 [略]

						用課長(500万円 以下)に合議	
04	寄附 の収 受(負 担付 きで ない もの)	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
05	施設 設備 に係 る賠 償金 の徴 収等 の事 務	[略]	[略]		[略]		

(注)
1～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前									
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-2 その他						別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-2 その他									
事項	決裁	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	事項	決裁	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
			区長 及び 北神 担当 区長 共通	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 及び 玉津 支所 長						区長 及び 北神 担当 区長 共通	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 及び 玉津 支所 長		
01	不動産の貸付（収入を伴わないもの）	全て	○			神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。	01	廃棄	全て			○		
02	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超		○				02	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
03	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	200万円超		○				03	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	200万円超		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	

							04	物 品 全 て	○		不 動 産 に お い て 神 戸 市 公 有 財 産 規 則 が 適 用 さ れ る も の の 関 係 地 域 協 働 局 長 及 び 行 財 政 局 部 長 (資 産 活 用 担 当) (500 万 円 を 超 え る も の 。 地 域 協 働 局 区 役 所 課 長 及 び 行 財 政 局 資 産 活 用 課 長 経 由) 又 は 地 域 協 働 局 区 役 所 課 長 及 び 行 財 政 局 資 産 活 用 課 長 (500 万 円 以 下) に 合 議	<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)の専決とする。</p>
不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い も の) (市 長 が	[略]	[略]	[略]	[略]	神 戸 市 公 有 財 産 規 則 が 適 用 さ れ る も の の 関 係 地 域 協 働 局 長 及 び 行 財 政 局 部 長 (資 産 活 用 担 当) (500 万 円 を	[略]		物 品	[略]	[略]	不 動 産 に お い て 神 戸 市 公 有 財 産 規 則 が 適 用 さ れ る も の の 関 係 地 域 協 働 局 長 及 び 行 財 政 局 部 長 (資 産 活 用 担	[略]

指 定 す る も の D)		超えるもの。地 域協働局区役所 課長及び行財政 局資産活用課長 経由)又は地域 協働局区役所課 長及び行財政局 資産活用課長(500万円以下)に 合議	(市 長が 指 定 す る も の D)		当)(500万円を 超えるもの。地 域協働局区役所 課長及び行財政 局資産活用課長 経由)又は地域 協働局区役所課 長及び行財政局 資産活用課長(500万円以下)に 合議
(注) 1、2 [略]			(注) 1、2 [略]		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前							
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3 契約						別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3 契約							
決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
		区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北神 磨支 所長 共通	課長 及び 須玉 支所 長					課長 及び 共通	区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北神 磨支 所長 共通		
01	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	200万円超	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	01	受託	4,000万円以下	○			金額は、見積金額とする。
		200万円以下		○					2,000万円以下		○		
		100万円以下							1,000万円以下			○	
							02	物品等の売却（不動産及び用益物を除く）	50万円以下			○	1 金額は、見積金額とする。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。

03	物品	80万	○																		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
	の借入れ	円超																				
	(支出を伴わないもの)	80万円以下																				
04	不動産	200万	○																			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	の借入れ	200万円以下							○													
	(支出を伴わないもの)	100万円以下																				
02	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]														1 [略] 2 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」と
05	物品又は不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長等が専決することが

						いう。)が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3～5 [略]								できる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 4～6 [略]
	不 動 産 の 貸 付 (市 長 が 指 定 す る も の D)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								[略]
03	不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い も の)	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議	[略]						不動産において神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長	[略]
	物 品 又 は 不 動 産 の 貸 付 (市 長 が 指 定 す る も の D)	[略]	[略]	[略]	[略]									[略]
06	物 品 又 は 不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い も の)	[略]	[略]	[略]	[略]									[略]

															(500万円以下) に合議	
不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い もの (市 長 が 指 定 す る もの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産 規則が適用され るもののうち、 一時的な材料置 場等のためのも のについては、 地域協働局長及 び行財政局部長 (資産活用担 当) (500万円を 超えるもの。地 域協働局区役所 課長及び行財政 局資産活用課長 經由) 又は地域 協働局区役所課 長及び行財政局 資産活用課長 (500万円以下) に合議	[略]									

																	(500万円以下) に合議
物 品 又 は 不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い もの (市 長 が 指 定 す る もの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産 規則が適用され るもののうち、 一時的な材料置 場等のためのも のについては、 地域協働局長及 び行財政局部長 (資産活用担 当) (500万円を 超えるもの。地 域協働局区役所 課長及び行財政 局資産活用課長 經由) 又は地域 協働局区役所課 長及び行財政局 資産活用課長 (500万円以下) に合議	[略]										

(注)

1～8 [略]

(注)

1～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）									
決裁事項	節名	節名称等	細節名称	専決範囲	決裁区分			合議	備考	決裁事項	節名	節名称等	細節名称	専決範囲	決裁区分			合議	備考
					第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所								第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所		
					第1類事業所長共通	副所長及び課長共通	業所長共通								業所長共通	業所長共通	業所長共通		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	10	需用費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	消耗品	2,000万円以下	○				160万円を超えるものについては経理契約を要する。	08	10	需用費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	消耗品	2,000万円以下	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			印刷製本費、医薬材料費	1,000万円以下		○	○						印刷製本費、医薬材料費	1,000万円以下		○	○		
			印刷製本費、医薬材料費	160万円以下		△	△						印刷製本費、医薬材料費	100万円以下				○	
			消耗品	200万円以下									消耗品	200万円以下		○			

費、燃	万円						
料費、	以下						
印刷製	160		△	△			
本費、	万円						
医薬材	以下						
料費（	20万						△
市長が	円以						
指定す	下						
るもの							
A)							
消耗品	全て		△	△	△		
費（市							
長が指							
定する							
ものを							
除く共							
通物							
品)							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
]]]]]		
電気料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
金]]]]]		
	1,000		△	△			
	万円						
	以下						
	100						△
	万円						
	以下						

費、燃	万円						
料費、	以下						
印刷製	100		○	○			
本費、	万円						
医薬材	以下						
料費（	20万						○
市長が	円以						
指定す	下						
るもの							
A)							
消耗品	全て		○	○	○		
費（市							
長が指							
定する							
ものを							
除く共							
通物							
品)							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
]]]]]		
電気料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
金]]]]]		
	1,000		○	○			
	万円						
	以下						
	100						○
	万円						
	以下						

		電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		△	△	△	[略]
		ガス料金、上下水道料金	全て		△	△	△	
請負 （その他）	10需用費	修繕料	2,000万円以下	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			1,000万円以下		○	○		
			300万円以下				○	
			100万円以下		△	△	△	
		修繕料（市長が指定するも	200万円以下	△				
			100		△	△		

		電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○	○	○	[略]
		ガス料金、上下水道料金	全て		○	○	○	
請負 （その他）	10需用費	修繕料	2,000万円以下	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			1,000万円以下		○	○		
			300万円以下				○	
			100万円以下					
		修繕料（市長が指定するも	200万円以下	○				
			100		○	○		

		のB)	万円以下																	
			20万円以下																	△
調達	10	需用費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		△	△														
			100万円以下																	△
09	請負（製造）	11	役員業務費	一般役	2億円以下	○														250万円を超えるものについては経理契約を要する。
					1億円以下		○	○												
					2,000万円以下															○
					250万円以下				△	△	△									

		のB)	万円以下																	
			20万円以下																	○
調達	10	需用費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○	○														
			100万円以下																	○
09	請負（製造）	11	役員業務費	一般役	2億円以下	○														250万円を超えるものについては経理契約を要する。
					1億円以下		○	○												
					2,000万円以下															○
					250万円以下				△	△	△									

調達	11	役	一般役	2,000	○				160万円を超えるものについては経理契約を要する。
				万円					
				以下					
				1,000					
請負 (その他)	11	役	一般役	2,000	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				万円					
				以下					
				1,000					
				160					
				万円					
				以下	△				
				100					
				100					
				万円					
				以下					
				100					
調達、 請負	11	役	一般役	200	△				
				万円					
				以下					
				100					

調達、 請負 (その他)	11	役	一般役	2,000	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				万円					
				以下					
				1,000					
調達	11	役	一般役	100				○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				万円					
				以下					
				100					
請負 (その他)	11	役	一般役	300				○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				万円					
				以下					
				100					
調達、 請負	11	役	一般役	200	○				
				万円					
				以下					
				100					

(その他)	通信運搬費 (市長が指定するものA、B)	100万円以下		<u>△</u>	<u>△</u>	
		20万円以下				<u>△</u>
調達	11 役務費 一般役務費 (証明書発行等に係る手数料)	全て		<u>△</u>	<u>△</u>	
		電気通信料金	全て	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>△</u>
		その他通信運搬費 (後納郵便料金)	全て	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>△</u>
		保険料	全て	<u>△</u>	<u>△</u>	
		100万円以下				<u>△</u>
労働者派遣	11 役務遣料	人材派遣料	2,000万円	<u>△</u>		

(その他)	通信運搬費 (市長が指定するものA、B)	100万円以下		<u>○</u>	<u>○</u>	
		20万円以下				<u>○</u>
調達	11 役務費 一般役務費 (証明書発行等に係る手数料)	全て		<u>○</u>	<u>○</u>	
		電気通信料金	全て	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
		その他通信運搬費 (後納郵便料金)	全て	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
		保険料	全て	<u>○</u>	<u>○</u>	
		100万円以下				<u>○</u>
労働者派遣	11 役務遣料	人材派遣料	2,000万円	<u>○</u>		

	遣契約	費	以下						
			1,000万円以下	△	△				
			20万円以下					△	
10	1委託	12委託料	その他委託料	2,000万円以下	△				[略]
				1,000万円以下	△	△			[略]
				20万円以下				△	
11	1調達	13使用料及び賃借料	一般使用料等	全て	△	△			
				100万円以下				△	
			一般使用料等(電子計算機)	2,000万円以下	○				160万円を超えるものについては経理契約を要する。
				1,000		○	○		

	遣契約	費	以下						
			1,000万円以下		○	○			
			20万円以下					○	
10	1委託	12委託料	その他委託料	2,000万円以下	○				[略]
				1,000万円以下		○	○		[略]
				20万円以下				○	
11	1調達	13使用料及び賃借料	一般使用料等	全て		○	○		
				100万円以下				○	
			一般使用料等(電子計算機)	2,000万円以下	○				100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				1,000		○	○		

		上で使用するソフトウェアに係るもの)	万円以下						
			160万円以下		△	△			
			100万円以下					△	
物品の借入れ	13	使用料等及び賃借料	2,000万円以下	○					<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。</p>
			1,000万円以下		○	○			
			100万円以下					○	
			80万円以下		△	△	△		
		一般使用料等(市長が指定するものC)	200万円以下	△					[略]
			100万円以下		△	△			
			50万円以下					△	

		上で使用するソフトウェアに係るもの)	万円以下						
			100万円以下					○	
物品の借入れ	13	使用料等及び賃借料	2,000万円以下	○					<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。</p>
			1,000万円以下		○	○			
			100万円以下					○	
		一般使用料等(市長が指定するものC)	200万円以下	○					[略]
			100万円以下		○	○			
			50万円以下					○	

		下				
請負 (その他)	13使自動車 用借上料 及び賃 借料	2,000	○			100万円を超えるものにつ いては経理契約を要す る。
		万円 以下				
		1,000		○	○	
		万円 以下				
		300			○	
		万円 以下				
		100		△	△	△
		万円 以下				
物品 の借 入れ	13使自動車 用借上料 及び賃 借料	2,000	○			1 80万円を超えるもの については経理契約を 要する。 2 金額は、賃料の年額 又は総額を表す。賃料 が減額される場合は、 減額されないものとし た場合の金額による。
		万円 以下				
		1,000		○	○	
		万円 以下				
		100			○	
		万円 以下				

		下				
請負 (その他)	13使自動車 用借上料 及び賃 借料	2,000	○			1 自動車借上料の契約 を請負（その他）で締 結する場合、100万円を 超えるものについては 経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約 を貸借で締結する場 合、80万円を超えるも のについては経理契約 を要する。 3 自動車借上料の契約 を貸借で締結する場 合、金額は、賃料の年 額又は総額を表す。賃 料が減額される場合 は、減額されないもの とした場合の金額によ る。
		万円 以下				
		1,000		○	○	
		万円 以下				

			80万円以下		△	△	△	
請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	200万円以下	△				[略]
請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	20万円以下				△	

請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 以下	300万円以下				○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
物品 の借 入れ	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 以下	100万円以下				○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。
請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	200万円以下	○				[略]
請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	200万円以下		○	○		
請負 (その他)	13 使用料 及び賃借料	自動車 借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	20万円以下				○	

		びするも 賃のB) 借料																			
物品 の借 入れ	13	使自動車 用借上料 料(市長 下 及び指定 びするも 賃のC) 借料	50万 円以 下					△												[略]	
請負 (そ の 他)	13	使自動車 用借上料 料(タク シー利 下 及び用 料) 賃(乗車 借票によ る利用 に係る もの)	全て 20万 円以 下					△	△												△
[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]
1 2	請負 (工 事)	14 工 事 請 負 費 請	2億 円以 下	○																	1 直営工事の施行決定 を含む。 2 250万円を超えるもの

		びするも 賃のB) 借料																				
物品 の借 入れ	13	使自動車 用借上料 料(市長 下 及び指定 びするも 賃のC) 借料	50万 円以 下										○								[略]	
請負 (そ の 他)	13	使自動車 用借上料 料(タク シー利 下 及び用 料) 賃(乗車 借票によ る利用 に係る もの)	全て 20万 円以 下										○	○								○
[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]	[略]]]
1 2	請負 (工 事)	14 工 事 請 負 費 請	2億 円以 下	○																		1 直営工事の施行決定 を含む。 2 250万円を超えるもの

		負 費	1億 円以 下		○	○			については経理契約を 要する。
			2,000 万円 以下					○	
			250 万円 以下		△	△	△		
1 3	調達	15原 材費 料費	2,000 万円 以下	○					160万円を超えるものにつ いては経理契約を要す る。
			1,000 万円 以下		○	○			
			160 万円 以下		△	△			
			100 万円 以下					△	
		原材 料費（市 長が指 定する もの A）	200 万円 以下	△					
			160 万円 以下		△	△			

		負 費	1億 円以 下		○	○			については経理契約を 要する。
			2,000 万円 以下					○	
1 3	調達	15原 材費 料費	2,000 万円 以下	○					100万円を超えるものにつ いては経理契約を要す る。
			1,000 万円 以下		○	○			
			100 万円 以下					○	
		原材 料費（市 長が指 定する もの A）	200 万円 以下	○					
			100 万円 以下		○	○			

				20万円以下							△	
1 4	調達	17 備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○							160万円を超えるものについては経理契約を要する。
				1,000万円以下		○	○					
				160万円以下		△	△					
				100万円以下							△	
			一般備品費、重要備品費	200万円以下	△							
				160万円以下		△	△					
			(市長が指定するものA)	20万円以下							△	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

				20万円以下							○	
1 4	調達	17 備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○							100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				1,000万円以下		○	○					
				100万円以下							○	
			一般備品費、重要備品費	200万円以下	○							
				100万円以下		○	○					
			(市長が指定するものA)	20万円以下							○	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4～16 [略]

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4～16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第6（第15条―第17条関係）

別表第6（第15条―第17条関係）

財務関係事務

財務関係事務

6-2 収入決定（収入に伴う施行決議・実施決定）

6-2 収入決定（収入に伴う施行決議・実施決定）

項	専決範 囲	決裁区分			合議	備考
		第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所		
		第1類事 業所 長共 通	副所長 及 び 課 長 共 通	業所 長共 通		
01	受託 2,000 万円以 下	△				[略]
	1,000 万円以 下		△	△		
	20万円 以下				△	
02	物品そ の他の 売却 （不動 産及び 用益物 権を除 く）（法	1,000 万円以 下	○			1 金額は、見積金額を 示す。 2 50万円を超えるも のについては経理契 約を要する。
	500万 円以下		○	○		
	50万円 以下		△	△		
	20万円 以下				△	

項	専決範 囲	決裁区分			合議	備考
		第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所		
		第1類事 業所 長共 通	副所長 及 び 課 長 共 通	業所 長共 通		
01	受託 2,000 万円以 下	○				[略]
	1,000 万円以 下		○	○		
	20万円 以下				○	
02	物品そ の他の 売却 （不動 産及び 用益物 権を除 く）（法	1,000 万円以 下	○			1 金額は、見積金額を 示す。 2 50万円を超えるも のについては経理契 約を要する。
	500万 円以下		○	○		
	20万円 以下				○	

	令等に以下 より金額が定 まってるも のを除く)								
	物品その他 の売却 (不動産及び 用益物権を除 く)(法令等に より金額が定 まってるも の)	全て 20万円 以下	<u>△</u>	<u>△</u>					[略]
03	物品の 貸付	200万 円以下	<u>△</u>						[略]
		100万 円以下	<u>△</u>	<u>△</u>					
		20万円 以下				<u>△</u>			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	令等に より金額が定 まってるも のを除く)								
	物品その他 の売却 (不動産及び 用益物権を除 く)(法令等に より金額が定 まってるも の)	全て 20万円 以下		<u>○</u>	<u>○</u>				[略]
03	物品の 貸付	200万 円以下		<u>○</u>					[略]
		100万 円以下		<u>○</u>	<u>○</u>				
		20万円 以下					<u>○</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

]]]]]			
---	--	--	---	---	---	---	--	--	--

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。
- 4～10 [略]

]]]]]			
---	--	--	---	---	---	---	--	--	--

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4～10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前							
別表第6（第15条—第17条関係）							別表第6（第15条—第17条関係）							
財務関係事務							財務関係事務							
6-3 その他							6-3 その他							
項	決裁事 専決範 囲	決裁区分			合議	備考	項	決裁事 専決範 囲	決裁区分			合議	備考	
		第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所					第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所			
		第1副所 長及 課 長共 通	副所 長及 課 長共 通	業所 長共 通					業所 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
02	物品の借入れ （支出を伴わないもの）	80万円以下	△	△			02	物品の借入れ （支出を伴わないもの）	80万円以下	○	○			[略]
		20万円以下		△					20万円以下			○		
	物品の借入れ （支出を伴わないもの）（市長が指定する	200万円以下	△					物品の借入れ （支出を伴わないもの）（市長が指定する	200万円以下	○				[略]
		100万円以下	△	△					100万円以下	○	○			
		50万円以下				△			50万円以下				○	

	もの C)								
03	物品の 貸付 (収入 を伴わ ないの もの)	200万 円以下 100万 円以下 20万円 以下	<u>△</u>		<u>△</u>	<u>△</u>			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。
- 4～10 [略]

	もの C)								
03	物品の 貸付 (収入 を伴わ ないの もの)	200万 円以下 100万 円以下 20万円 以下	<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 [略]
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4～10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前											
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4 契約										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4 契約											
決裁事項	節名	節名称等	専決範囲	決裁区分			合議	備考			決裁事項	節名	節名称等	専決範囲	決裁区分			合議	備考		
				第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所									第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所				
				第1副所長共 業所長共 通	副所長及 び課長共 通	業所長共 通									第1副所長共 業所長共 通	副所長及 び課長共 通	業所長共 通				
01	調達	10	需用費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	160万円以下		△	△			160万円を超えるものについては経理契約を要する。	01	調達	10	需用費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	100万円以下		○	○			100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			印刷製本費、医薬材料費	20万円以下					△				印刷製本費、医薬材料費	20万円以下						○	
			消耗品費、燃料費	200万円以下	△								消耗品費、燃料費	200万円以下	○						
			印刷製本費、医薬材料費	160万円以下		△	△						印刷製本費、医薬材料費	100万円以下		○	○				
			印刷製本費、医薬材料費（市長が指定	20万円以下					△				印刷製本費、医薬材料費（市長が指定	20万円以下						○	

		するものA)					
		消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		△	△	△
		電気料金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			1,000万円以下		△	△	△
		電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		△	△	△
		ガス料金、上下水道料金	全て		△	△	△
請負	10需	修繕料	100		△	△	

		するものA)					
		消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		○	○	○
		電気料金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			1,000万円以下		○	○	○
		電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○	○	○
		ガス料金、上下水道料金	全て		○	○	○
請負	10需	修繕料	100		○	○	

(その他)	用費	万円以下						
			20万円以下				△	
			修繕料(市長が指定するものB)	200万円以下	△			
			100万円以下		△	△		
調達	10	需用材料	全て		△	△		
			費用(各種施設における給食、賄材料等食料)	20万円以下				△
02	請負(製造)	11	役員業務費	250万円以下		△	△	[略]
				20万円以下				△
(その他)	用費	万円以下						
			20万円以下				○	
			修繕料(市長が指定するものB)	200万円以下	○			
			100万円以下		○	○		
調達	10	需用材料	全て		○	○		
			費用(各種施設における給食、賄材料等食料)	20万円以下				○
02	請負(製造)	11	役員業務費	250万円以下		○	○	[略]
				20万円以下				○

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達	11	役一般役	160		△	△							160万円を超えるものについては経理契約を要する。
		務務費、その他	万円以下										
		通信運搬費	20万円以下								△		
請負(その他)	11	役一般役	100		△	△							100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		務務費、その他	万円以下										
		通信運搬費	20万円以下								△		
調達、請負(その他)	11	役一般役	200	△									
		務務費、その他	万円以下										
		通信運搬費	100万円以下		△	△							
		(市長が指定するものA、B)	20万円以下								△		
調達、請負(その他)	11	役一般役	100		○	○							100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		務務費、その他	万円以下										
		通信運搬費	20万円以下								○		
		(市長が指定するものA、B)	20万円以下										
		(市長が指定するものA、B)	20万円以下								○		

調達	11	役務費	電気通信料金	全て		△	△	△	[略]
			その他通信運搬費 (後納郵便料金)	全て		△	△	△	
			保険料	全て		△	△		
			20万円以下				△		
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	△				[略]
			1,000万円以下		△	△			
			20万円以下				△		
			[略]						
03	委託	12	委託料	その他委託料	2,000万円以下	△			[略]
				1,000万円以下		△	△		
				20万円				△	
				[略]					

調達	11	役務費	電気通信料金	全て		○	○	○	[略]
			その他通信運搬費 (後納郵便料金)	全て		○	○	○	
			保険料	全て		○	○		
			20万円以下				○		
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○				[略]
			1,000万円以下		○	○			
			20万円以下				○		
			[略]						
03	委託	12	委託料	その他委託料	2,000万円以下	○			[略]
				1,000万円以下		○	○		
				20万円				○	
				[略]					

0 4	調達	13使 用 料 及 び 貸 借 料	一般使 用 料 等 （電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る もの）	全て		<u>△</u>	<u>△</u>		[略]
				20万 円以 下				<u>△</u>	
				160 万円 以下		<u>△</u>	<u>△</u>		
				20万 円以 下				<u>△</u>	
物品 の 借 入 れ	13使 用 料 及 び 貸 借 料	一般使 用 料 等 （市長 が指定 するも のC）	80万 円以 下		<u>△</u>	<u>△</u>		[略]	
			20万 円以 下				<u>△</u>		
			200 万円 以下	<u>△</u>				[略]	
			100 万円 以下		<u>△</u>	<u>△</u>			

0 4	調達	13使 用 料 及 び 貸 借 料	一般使 用 料 等 （電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る もの）	全て		<u>○</u>	<u>○</u>		[略]
				20万 円以 下				<u>○</u>	
				100 万円 以下		<u>○</u>	<u>○</u>		
				20万 円以 下				<u>○</u>	
物品 の 借 入 れ	13使 用 料 及 び 貸 借 料	一般使 用 料 等 （市長 が指定 するも のC）	80万 円以 下		<u>○</u>	<u>○</u>		[略]	
			20万 円以 下				<u>○</u>		
			200 万円 以下	<u>○</u>				[略]	
			100 万円 以下		<u>○</u>	<u>○</u>			

			50万円以下			<u>△</u>		
請負 (その他)	13	使用料及び貸借料	自動車借上料100万円以下		<u>△</u>	<u>△</u>		[略]
			20万円以下				<u>△</u>	
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料80万円以下		<u>△</u>	<u>△</u>		[略]
			20万円以下				<u>△</u>	
請負 (その他)、物品の借入れ	13	使用料(市長が指定するものB、C)	自動車借上料(市長が指定するものB、C)200万円以下	<u>△</u>				[略]
			100万円以下		<u>△</u>	<u>△</u>		
請負	13	使用料	自動車借上料20万円以下				<u>△</u>	

			50万円以下				<u>○</u>	
請負 (その他)	13	使用料及び貸借料	自動車借上料100万円以下		<u>○</u>	<u>○</u>		[略]
			20万円以下				<u>○</u>	
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料80万円以下		<u>○</u>	<u>○</u>		[略]
			20万円以下				<u>○</u>	
請負 (その他)、物品の借入れ	13	使用料(市長が指定するものB、C)	自動車借上料(市長が指定するものB、C)200万円以下	<u>○</u>				[略]
			100万円以下		<u>○</u>	<u>○</u>		
請負	13	使用料	自動車借上料20万円以下				<u>○</u>	

(その他)	借用料 及が指定 びするも 貸のB) 借料	円以								
物品の借入れ	13使用自動車 借用料 及が指定 びするも 貸のC) 借料	50万円以下				△			[略]	
請負(その他)	13使用自動車 借用料 及シー利 び用料) 貸(乗車 借票によ 料る利用 に係る もの)	全て 20万円以下		△	△		△			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(その他)	借用料 及が指定 びするも 貸のB) 借料	円以								
物品の借入れ	13使用自動車 借用料 及が指定 びするも 貸のC) 借料	50万円以下						○		[略]
請負(その他)	13使用自動車 借用料 及シー利 び用料) 貸(乗車 借票によ 料る利用 に係る もの)	全て 20万円以下						○	○	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

05	請負（工事）	14	工事請負費	250万円以下		△	△	[略]	
				20万円以下					△
06	調達	15	原材料費	160万円以下		△	△	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				20万円以下					△
				原材料費（市長が指定するものA）	200万円以下	△			
				160万円以下		△	△		
07	調達	17	備品購入費	160万円以下		△	△	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				20万円以下					△
			一般備	200	△			[略]	

05	請負（工事）	14	工事請負費	250万円以下		○	○	[略]	
				20万円以下					○
06	調達	15	原材料費	100万円以下		○	○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				20万円以下					○
				原材料費（市長が指定するものA）	200万円以下	○			
				100万円以下		○	○		
07	調達	17	備品購入費	100万円以下		○	○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				20万円以下					○
			一般備	200	○			[略]	

			品費、万円 重要備以下					
			品費 160 (市長 が指定 するも のA)	△	△			
0	受託	—	2,000 万円 以下	△				[略]
8			1,000 万円 以下	△	△			
			20万 円以 下				△	
0	物品	—	50万 円以 下	△	△			[略]
9	その 他の 売却 (不 動産 及び 用益 物権 を除		10万 円以 下				△	

			品費、万円 重要備以下					
			品費 100 (市長 が指定 するも のA)		○	○		
0	受託	—	2,000 万円 以下		○			[略]
8			1,000 万円 以下		○	○		
			20万 円以 下				○	
0	物品	—	50万 円以 下		○	○		[略]
9	その 他の 売却 (不 動産 及び 用益 物権 を除		10万 円以 下				○	

く) (法令等により金額が定まっているものを除く)																			く) (法令等により金額が定まっているものを除く)																	
物品 その他の売却 (不動産及び用益物権を除く) (法令等により金額が	—	—	全て	△	△							[略]						物品 その他の売却 (不動産及び用益物権を除く) (法令等により金額が	—	—	全て	〇	〇									[略]				
			10万円以下			△															10万円以下			〇												

定ま って いる も の)									
10の借 入れ (支 出を 伴わ ない も の)	—	80万 円以 下		<u>△</u>	<u>△</u>				[略]
		20万 円以 下					<u>△</u>		
物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない も の) (市 長が 指定 する もの)	—	200 万円 以下	<u>△</u>						[略]
		100 万円 以下		<u>△</u>	<u>△</u>				
		50万 円以 下					<u>△</u>		

定ま って いる も の)									
10の借 入れ (支 出を 伴わ ない も の)	—	80万 円以 下			<u>○</u>	<u>○</u>			[略]
		20万 円以 下					<u>○</u>		
物品 の借 入れ (支 出を 伴わ ない も の) (市 長が 指定 する もの)	—	200 万円 以下			<u>○</u>				[略]
		100 万円 以下			<u>○</u>	<u>○</u>			
		50万 円以 下					<u>○</u>		

C)										
1	物品	—	—	200	△					[略]
	の貸付			万円以下						
				100		△	△			
				万円以下						
				20万					△	
				円以下						
	物品	—	—	200	△					[略]
	の貸付			万円以下						
	(収入を伴わないもの)			100		△	△			
				万円以下						
				20万					△	
				円以下						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1～3 [略] 4 賃料の減額については、局長専決とする。

C)										
1	物品	—	—	200	○					[略]
	の貸付			万円以下						
				100		○	○			
				万円以下						
				20万					○	
				円以下						
	物品	—	—	200	○					[略]
	の貸付			万円以下						
	(収入を伴わないもの)			100		○	○			
				万円以下						
				20万					○	
				円以下						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1～3 [略] 4 賃料の減免については、局長専決とする。

(市長が指定するものD)										5 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印又は三角印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み、決裁区分はその受任者を超えない。

4～15 [略]

(市長が指定するものD)										5 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。

2 [略]

3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4～15 [略]

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市告示第504号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月21日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

東二郎上自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区有野町二郎字成尾421番地の1

(3) 代表者の氏名

高瀬 和弘

(4) 代表者の住所

神戸市北区有野町二郎387番地の2

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「芝 亮平」を「高瀬 和弘」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区有野町二郎488番地」を「神戸市北区有野町二郎387番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和5年3月19日

神戸市告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条の2第1項第1号の規定に基づき、同法第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、同法第11条の2第4項の規定により告示する。

令和5年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 事務所の名称及び所在地
名称 キャリアリンク株式会社
所在地 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番2号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー
15階
- 2 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名
名称 キャリアリンク株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
代表者 代表取締役 成澤 素明
- 3 委託開始の年月日
令和6年1月1日
- 4 委託事務の内容
訪問調査等事務

神戸市告示第522号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230010	令和5年12月18日 (令和5年11月10日以後 に支出された寄附金)	公益財団法人 eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団 代表理事 家次 陽一 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号国際健康開発センタービル5階

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

神戸市告示第523号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
アクト訪問看護ステーション	神戸市中央区生田町4丁目3番1号	令和5年12月1日

神戸市告示第524号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
中澤小児科	神戸市東灘区御影1丁目14番25号	令和5年12月1日
神戸いちご薬局	神戸市兵庫区切戸町6番28号	令和5年3月31日
五葉薬局	神戸市北区南五葉1丁目1番110号	令和5年11月30日
ぱれっと訪問看護ステーション	神戸市灘区将軍通4丁目2番20号	令和5年12月31日

神戸市告示第525号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
下川 修吾（SHIMOKAWA 鍼灸整骨院）	下川 修吾	神戸市東灘区住吉南町4丁目6番33号	令和5年11月10日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
下川 修吾（SHIMOKAWA 鍼灸整骨院）	下川 修吾	神戸市東灘区住吉南町4丁目6番33号	令和5年11月10日

神戸市告示第526号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)砂川 真由美 (モモ鍼灸院) (旧)砂川 真由美 (まゆみ鍼灸院)	砂川 真由美	神戸市長田区大丸町1丁目1番8号	令和5年12月8日
武井 歩 (ハピネスはりきゅう治療院)	武井 歩	(新)神戸市灘区王子町1丁目1番3号 (旧)神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和5年12月1日
大杉 朋史 (ハピネスはりきゅう治療院)	大杉 朋史	(新)神戸市灘区王子町1丁目1番3号 (旧)神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和5年12月1日
佐野 英史 (ハピネスはりきゅう治療院)	佐野 英史	(新)神戸市灘区王子町1丁目1番3号 (旧)神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和5年12月1日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)坂口 敬昌 (からだ接骨院 安倉院) (旧)坂口 敬昌 (からだ接骨院 名谷院)	坂口 敬昌	(新)兵庫県宝塚市安倉南1丁目24番1号 (旧)神戸市須磨区中落合2丁目3番3号	令和5年12月1日

神戸市告示第527号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
大月 京子（訪問鍼灸たか）	大月 京子	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和5年11月30日

神戸市告示第528号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月9日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

河原自治会

(2) 主たる事務所

神戸市灘区上河原通4丁目1番1号

(3) 代表者の氏名

山本 勝己

(4) 代表者の住所

神戸市灘区大内通2丁目10番10号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「伊集院 定義」を「山本 勝己」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市灘区上河原通1丁目3番18号」を「神戸市灘区大内通2丁目10番10号」に改める。

3 変更の年月日

令和5年11月20日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年12月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m ²	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区淡河町 池尻 裕	三木市志染町 藤原 賢一	北区淡河町南僧尾字向沢 1506-1 北区淡河町南僧尾字向沢 1506-4 北区淡河町南僧尾字向沢 1508-1 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 1720 北区淡河町北僧尾字湯屋ノ上 1757-2 北区淡河町北僧尾字アフリガキ 2484 北区淡河町北僧尾字アフリガキ 2486 北区淡河町北僧尾字アフリガキ 2512	田 535 田 46 田 483 田 846 田 369 田 1,125 田 317 畑 607	令和6年1月1日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	
神戸市北区淡河町 飯野 正和	神戸市北区淡河町 飯野 典彦	北区淡河町北畑字フク谷 263-1	田 954	令和6年1月1日 令和8年12月31日	9,500円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区八多町 宮脇 善照	神戸市北区有野台 中植 寿博	北区八多町西畑字宮ノ前 887 北区八多町西畑字宮ノ前 888 北区八多町西畑字宮ノ前 890	畑 394 田 1,531 田 3,078	令和6年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	
神戸市北区淡河町 西浦 史和	神戸市北区淡河町 中原 ひとみ	北区淡河町北畑字北谷 879 北区淡河町北畑字北谷 883	田 3,721 田 1,207	令和6年1月1日 令和8年12月31日	37,200円/1筆 11,700円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区上津台 尾形 喜代子	神戸市北区大沢町 辻井 稔	北区大沢町上大沢字次郎ヶ谷 3107	畑 2,066	令和6年1月1日 令和10年12月31日	25,800円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区有野台 山本 昌彦	三田市すずかけ台 乗池 登代子	北区大沢町簾字滝の平 961 北区大沢町簾字滝の平 962	田 1,445 田 2,087	令和6年1月1日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区八多町 畑 一彦	神戸市北区八多町 畑中 吉一 神戸市北区八多町 畑中 淑子	北区八多町上小名田字アマ測 2753 北区八多町上小名田字アマ測 2755	田 524 田 1,712	令和6年1月1日 令和10年12月31日	10,000円/1筆 もち米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。 毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

神戸市北区淡河町 藤井 正孝	川西市花屋敷 秀石 正明	北区淡河町中山字西前田 851	田 1,734	令和6年1月1日 令和10年12月31日	35,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市須磨区横尾 谷口 育史	神戸市北区淡河町 藤田 富美代	北区淡河町淡河字今井 2235	田 1,483	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 芝野 昌二	三田市三輪 宗福 田鶴子	北区道場町平田字五計代 122-1 北区道場町平田字五計代 122-2 北区道場町平田字五計代 122-3 北区道場町平田字溝添 166	田 2,454 田 170 田 638 田 1,281	令和6年1月1日 令和15年12月31日	26,000円／1筆 1,800円／1筆 7,000円／1筆 17,900円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 中澤 惣一郎	神戸市西区春日台 東野 展也	北区八多町屏風字藤ヶ生 1610 北区八多町屏風字藤ヶ生 1613 北区八多町屏風字下大畑 1821 北区八多町屏風字下大畑 1823 北区八多町屏風字上大畑 1853 北区八多町屏風字奥山ノ谷 1895 北区八多町屏風字奥山ノ谷 1908 北区八多町屏風字奥山ノ谷 1909 北区八多町屏風字奥山ノ谷 1910 北区八多町屏風字奥山ノ谷 1914-2 北区八多町屏風字坂ノ谷 2240 北区八多町屏風字辻谷 2266	田 1,941 田 703 田 1,612 田 720 田 1,117 田 474 畑 298 田 490 畑 286 田 869 田 2,935 田 844	令和6年1月1日 令和15年12月31日	19,410円／1筆 7,030円／1筆 16,120円／1筆 7,200円／1筆 11,170円／1筆 4,740円／1筆 2,980円／1筆 4,900円／1筆 2,860円／1筆 8,690円／1筆 29,350円／1筆 8,440円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 北野 孝二	大阪府大阪市淀川区塚本 玉木 澄子	北区淡河町東畑字鍛冶垣内 781 北区淡河町東畑字荒堀 786 北区淡河町東畑字荒堀 793 北区淡河町東畑字荒堀 794	田 1,266 田 2,054 田 922 田 1,270	令和6年1月1日 令和15年12月31日	9,400円／1筆 13,100円／1筆 4,800円／1筆 5,400円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

神戸市北区淡河町 北野 孝二	神戸市北区淡河町 玉木 康雄 神戸市北区淡河町 玉木 喜代子	北区淡河町東畑字荒堀 795 北区淡河町東畑字荒堀 800 北区淡河町東畑字芝床 811	田 1,483 田 1,344 田 1,006	令和6年1月1日 令和15年12月31日	7,100円／1筆 6,600円／1筆 7,200円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	明石市大久保町緑が丘 戸田 陽雄	西区平野町向井字東谷 675	田 74	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市須磨区神の谷 嶋田 広子	神戸市西区中野 戸田 正苗	西区平野町向井字東谷 676	田 879	本公告日 令和7年3月31日	14,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区押部谷町 秦 通人	西区押部谷町西盛字大辻 79-1	田 741	本公告日 令和10年3月31日	7,410円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区富士見が丘 上谷 節雄	西区押部谷町西盛字老之本 290-1	田 827	本公告日 令和10年3月31日	8,270円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市西区押部谷町 上谷 寛治	西区押部谷町西盛字池之下 456	田 1,791	本公告日 令和10年3月31日	17,910円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

明石市魚住町 橋本 直	神戸市西区岩岡町 嶋 明彦	西区岩岡町古郷字西場 2956	田 672	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘東町 北井 健久	神戸市西区押部谷町 北井 利治	西区押部谷町和田字山ノ下 365 西区押部谷町和田字上ノ垣内 523	田 335 田 1,843	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類(備考)	内容(土地の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 作			
			認定面積㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢 634	田 1,175の内600	令和5年12月31日 令和16年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区唐櫃台 青木 直子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢 634	田 1,175の内575	令和5年12月31日 令和16年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市兵庫区駅南通 井上 観大	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 山本 孝英	西区伊川谷町前開字安養坊 287	田 3,099の内1,941	令和6年1月1日 令和16年3月31日	120,000円/1筆	賃貸借権設定	農業用施設付として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
明石市松江 田村 彩花	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 泰弘 神戸市西区伊川谷町 三浦 政子	西区伊川谷町井吹字小池口 561 西区伊川谷町井吹字小池口 562 西区伊川谷町井吹字小池口 565 西区伊川谷町井吹字小池口 595-1 西区伊川谷町井吹字深谷 656 西区伊川谷町井吹字一之瀬 703 西区伊川谷町井吹字登り立 871-1	田 2,130 田 1,885 田 1,872 田 134 田 1,054 田 1,898 田 411	令和5年12月31日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 宏太	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区榎谷町 池内 富士子	西区伊川谷町井吹字登り立 883-1	田 1,827	令和5年12月31日 令和16年3月31日	9,135円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区伊川谷町 三浦 宏太	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

(3) 解除条件付

西区 (解除条件付)

利用権の設定をうける者 (乙)	利用権を設定する者 (甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区唐櫃台 青木 直子	大阪府豊中市緑丘 福井 祥文	北区淡河町中山字東沢 53	田 1,590の内318	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区塩屋台 坂本 千賀子	大阪府豊中市緑丘 福井 祥文	北区淡河町中山字東沢 53	田 1,590の内636	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区山本通 中松 好美	大阪府豊中市緑丘 福井 祥文	北区淡河町中山字東沢 53	田 1,590の内159	令和6年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区有野台 吉田 麻衣子	神戸市北区八多町 高森 泰治	北区八多町深谷字蔵ノ下 1574-2	田 753の内500	本公告日 令和7年12月31日	6,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区東雲通 豊田 康之	神戸市北区淡河町 中野 和徳	北区淡河町行原字谷口 81	田 710	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市中央区中町通 三宅 淳志	神戸市北区淡河町 中野 和徳	北区淡河町行原字谷口 81-2	田 257	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区鈴蘭台西町 石橋 亮	神戸市北区淡河町 中野 和徳	北区淡河町行原字谷口 82-2	田 168	本公告日 令和7年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 大谷 敬亨	西宮市上ヶ原十番町 田島 ひふみ	北区淡河町南僧尾字下田 1621-1	田 682	令和6年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区藤原台中町 中川 律	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢 633	畑 600の内300	令和6年1月1日 令和10年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和6年1月9日 神戸市公報第3841号

神戸市北区星和台 畑 一成	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内200	本公告日 令和8年3月31日	4,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台北町 浅田 泰史	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内200	本公告日 令和8年3月31日	4,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市中央区熊内町 山田 哲也	神戸市西区神出町 藤川 栄	西区神出町池田字池川南へり上 66-1	田 619	本公告日 令和8年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
大阪府吹田市江坂町 鍵谷 健一	神戸市西区神出町 藤川 栄	西区神出町池田字池川南へり上 109-1	田 659	本公告日 令和8年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区神和台 神原 成元	神戸市北区有野台 筒井 悦子	西区神出町紫合字西岡 168-2	田 534	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年12月27日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年12月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン名谷店
神戸市垂水区名谷町字向井畑3490番 他

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
敷地西側	114台
2階屋内	258台
3階屋上	196台
合計	568台

(変更後)

位置	収容台数
1階建物西側	122台
建物2階	154台
建物屋上	75台
合計	351台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
----	------

敷地西側	87 台
建物北側	148 台
合 計	235 台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側	40 台

3 変更する年月日

令和6年8月2日

4 変更する理由

2 (1) (2)利用実態に合わせ、利用のない駐車場及び駐輪場を整理するため。

5 届出年月日

令和5年12月1日

6 縦覧期間

令和5年12月27日から令和6年4月29日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
流通業務団地 周辺緑地	須磨区弥栄台1丁目 須磨区弥栄台4丁目 須磨区弥栄台5丁目 須磨区緑台 西区学園東町4丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	

(2)供用開始の年月日

令和6年1月9日

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年1月9日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-08号	令和5年 12月19日	神戸市長田区梅ヶ香町2丁目4番 7、4番14	17.0	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面
のとおり

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年1月9日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚977番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市住吉区我孫子東二丁目7番4号
ウッドホーム株式会社
代表取締役 高橋 優
- 3 許可番号
令和5年8月30日 第8141号
(変更許可 令和5年11月28日 第2088号)

<様式第32号>

神戸市公告

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づき、令和5年度第1回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

令和6年1月9日

神戸市長 久元喜造

1 趣旨

神戸市が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、神戸市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

- 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧
<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/failebo/index.html>

【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）。
- (2) 個人情報ファイルに神戸市情報公開条例の規定による情報公開請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
イ 神戸市情報公開条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、次に掲げるアからカまで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

<様式第 32 号>

- ア 未成年者
- イ 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- エ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- オ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- カ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記アからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和6年1月15日(月)から同年2月14日(水)午後5時30分まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類(以下「提案書類」という。)を提出してください。

- ア 提案書 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
- イ 添付書類
 - (ア) 誓約書(上記3のアからカまでに該当しないことを誓約する書面)
 - (イ) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
 - (ウ) 提案をする者の本人確認書類(注1)
 - (エ) その他必要と認める書類
 - (オ) 代理人による提案をする場合は、委任状(代理人の権限を証する書面)

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.city.kobe.lg.jp/a63551/shise/joho/hogo/tokumeikako.html>

(注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)による方法により、提案書類2部を提出して

<様式第 32 号>

ください。

(注 1) 持参による場合は、募集期間の平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(注 2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

(3) 提案書類の提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1

神戸市市長室市民情報サービス課

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

ア 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと

イ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること

ウ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること

エ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること

オ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること

カ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること

キ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本市の事務に著しい支障を及ぼさないものであること

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する様式第 40 号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、様式第 43 号「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

<様式第 32 号>

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められることがあります。
- (4) 本市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は本市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

神戸市市長室市民情報サービス課

電 話 : 078-331-8181 (代表)

電子メール : siminjouhou@office.city.kobe.lg.jp

区長訓令甲第2号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

東灘区長	中田	裕子
灘区長	丹本	陽
中央区長	八乙女悦範	
兵庫区長	古泉	泰彦
北区長	金本	忠義
長田区長	山端	恵実
須磨区長	熊谷	保徳
垂水区長	若松	謙一
西区長	真嶋	和弘

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項）	（課長の専決事項）
第4条 課長の専決事項は、次のとお	第4条 課長の専決事項は、次のとお

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1)～(9) [略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。

（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）

(11)～(26) [略]

総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課課長にあつては、北神区役所の所

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1)～(9) [略]

(10) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第49条及び第50条に規定する事務に関すること。

（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）

(11)～(26) [略]

総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課課長にあつては、北神区役所の所

管区域に係るものを含む。)(西区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。)

(1) [略]

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。(神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、報告その他これに類するものに限る。)

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長専決事項 [略]

管区域に係るものを含む。)(西区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。)

(1) [略]

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第49条及び第50条に規定する事務に関すること。(神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、報告その他これに類するものに限る。)

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項 [略]

北須磨支所市民課課長専決事項 [略]

別表を次のように改める。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-1支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	報酬等	01	報酬	委員報酬	全て		○		
				非常勤職員報酬	全て		○		
				会計年度任用職員報酬（勤務時間が短い者）	全て		○		
02	手当等	03	職員手当等	扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当、住居手当、其他手当、児童手当（会計年度任用職員のうち勤務時間の短い者）	全て		○		
03	共済費又は社会保険料	04	共済費	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、共助組合負担金、共済費事業主負担金	全て		○		
04	謝金その他これらに類するもの	07	報償費	報償費	300万円以下	○			
					100万円以下		○		
				報償費（定例的な報償）	100万円超	○			
					100万円以下		○		
05	旅費	08	旅費	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を除く）	全て		○		
				遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（特別職非常勤職員及び職員以外の者の旅費）	100万円以下		○		
				会計年度任用職員通勤費（勤務時間が短い者）	全て		○		
06	交際費	09	交際費	交際費	全て		○		前渡金払の場合は、1-3その他の表8の項を適用する。
07	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	2,000万円以下	○			160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		
				消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		○		
	消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○	160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。				

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考	
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長			
07		10		電気料金	2,000万円以下	○			1,000万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○			
				電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○			
				ガス料金、上下水道料金	全て		○			
	請負（その他）	10	需用費	修繕料	2,000万円以下	○			100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○			
					修繕料（区長が指定するものB）	200万円以下	○			
					100万円以下		○			
	調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○			
	08	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○			
					100万円以下		○			
一般役務費（定例的な報償）					100万円超	○				
					100万円以下		○			
調達		11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	○			160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○			
請負（その他）				一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	○			100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○			
調達、請負（その他）				一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものA、B）	200万円以下	○				
					100万円以下		○			
調達	11	役務費	一般役務費（証明書発行等に係る手数料）	全て		○				
			電気通信料金	全て		○				
			その他通信運搬費（後納郵便料金）	全て		○				
			保険料	全て		○				
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○			金額は見積金額を示す。		
				1,000万円以下		○				

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
09	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
					1,000万円以下		○		
	委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
				その他委託料（工事以外）	1億円以下		○		
				2,000万円以下	○				
				1,000万円以下		○			
10	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	全て		○		160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下	○			
					1,000万円以下		○		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	2,000万円以下	○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
					1,000万円以下		○		
				一般使用料等（区長が指定するものC)	200万円以下	○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
100万円以下		○							
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	2,000万円以下	○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
				1,000万円以下		○			

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
10	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	2,000万円以下	○			1 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。 2 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					1,000万円以下		○		
	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（区長が指定するものB、C）	200万円以下	○			自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					100万円以下		○		
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○		
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	○		神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由）又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					100万円以下		○		
				土地借上料、家屋借上料（区長が指定するものD）	200万円以下	○		神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由）又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長（500万円以下）に合議	
					100万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
11	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	2億円以下	○			250万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1億円以下		○		
12	調達	15	原材料費	原材料費	2,000万円以下	○			160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				原材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		
13	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○			160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		
14	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	負担金、補助交付金、分担金等	300万円以下	○			複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個一の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					100万円以下		○		
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	扶助費	300万円以下	○			複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個一の扶助費の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					100万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負（その他）」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-2収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分		合議	備考
			部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	受託	2,000万円以下	○			金額は、見積金額を示す。
		1,000万円以下		○		
02	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）	1,000万円以下	○			1 金額は、見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
		500万円以下		○		
03	物品その他の売却（法令等により金額が定まっているもの）	全て		○		
04	物品の貸付	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
		100万円以下		○		
05	諸収入金の徴収	全て		○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 3 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
- 4 本表における「諸収入金」とは、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-3その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分		合議	備考
			部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	歳出予算の再配分	全て		○		
02	廃棄	全て		○		
03	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円以下		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（区長が指定するものC）	200万円以下 100万円以下	○	○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
04	物品の貸付（収入を伴わないもの）	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。
		100万円以下		○		
05	契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下		○		
06	共通物品の払出請求（共通物品のうち市長が指定するもの）	全て		○		
07	諸収入金の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て		○		
08	諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の囑託、又は過誤納整理	全て		○		
09	歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出	全て		○		
10	諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないもの）	全て		○		1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しないこととする。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
11	前渡金	全て		○		
12	立替払金	5万円以下	○			
		1万円以下		○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表1-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。

- 5 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 7 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 8 本表における「諸収入金」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。
- 9 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

1-4契約

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	160万円以下		○		160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		
				消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	全て		○		
				消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○		
				電気料金	1,000万円以下		○		
				電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○		
				ガス料金、上下水道料金	全て		○		
請負（その他）	10	需用費	修繕料	100万円以下		○		100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
			修繕料（区長が指定するものB）	200万円以下	○				
				100万円以下		○			
調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○			
02	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○			
					100万円以下		○		
				一般役務費（定例的な報償）	100万円超	○			
					100万円以下		○		
調達	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	160万円以下		○	160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
請負（その他）			一般役務費、その他通信運搬費	100万円以下		○	100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
			調達、請負（その他）	一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものA、B）	200万円以下	○			
100万円以下		○							

決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考		
					部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長				
02	調達	11	役務費	電気通信料金	全て		○	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。		
				その他通信運搬費（後納郵便料金）	全て		○			
				保険料	全て		○			
労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○			金額は見積金額を示す。		
				1,000万円以下			○			
03	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。	
				1,000万円以下			○			
	委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は、見積金額を示す。	
					1億円以下					○
				その他委託料（工事以外）	2,000万円以下	○				
					1,000万円以下					○
04	調達	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	全て		○	160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
				一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	160万円以下		○			
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	80万円以下		○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。		
				一般使用料等（区長が指定するものC)	200万円以下	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
					100万円以下		○			
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	100万円以下		○	100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。			
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	80万円以下		○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。			

決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考	
					部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長			
04	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（区長が指定するものB、C）	200万円以下	○		自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
				100万円以下		○			
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○		
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	○		神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由）又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					100万円以下		○		
				土地借上料、家屋借上料（区長が指定するものD）	200万円以下	○			
100万円以下						○			
05	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	250万円以下		○	250万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
06	調達	15	原材料費	原材料費	160万円以下		○	160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。	
				原材料費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
07	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	160万円以下		○		160万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものA）	200万円以下	○			
					160万円以下		○		
08	受託	—	—	—	2,000万円以下	○			金額は、見積金額とする。
				—	1,000万円以下		○		
09	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）	—	—	—	50万円以下		○		1 金額は、見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。
				物品その他の売却（法令等により金額が定まっているもの）	全て		○		
10	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	80万円以下		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				物品の借入れ（支出を伴わないもの）（区長が指定するものC）	200万円以下	○			
					100万円以下		○		
11	物品の貸付	—	—	—	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
				—	100万円以下		○		
				物品の貸付（収入を伴わないもの）	200万円以下	○			
100万円以下		○							

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「区長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「区長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「区長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「区長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負（その他）」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程をここに公布する。

令和5年12月28日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第7号

水道料金等の電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程
(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げるものに適用する。

- (1) 水道局すべての職員
- (2) その他水道事業管理者が定めるもの

(電子取引の範囲)

第3条 神戸市水道局における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) ウェブサイトからダウンロードすることが可能な請求書の取引
- (2) その他これらに準ずる請求書の取引

(取引データの保存)

第4条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第5条に定めるデータについては、保存サーバ内に7年間保存する。

(対象となるデータ)

第5条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- (1) 水道料金の請求書
- (2) 下水道使用料の請求書
- (3) 農業集落排水処理施設使用料の請求書
- (4) その他これらに準ずる書類

(運用体制)

第6条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者 水道局営業課長
 - (2) 処理責任者 水道局営業課係長
- (訂正削除の原則禁止)

第7条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第8条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- (1) 申請日
- (2) 請求番号
- (3) 取引件名
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除日付
- (6) 訂正・削除内容
- (7) 訂正・削除理由
- (8) 処理担当者名

2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。

3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。

4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。

5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市水道告示第28号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年1月9日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42329	株式会社NMC プランニング	三木市別所町朝日ヶ丘 35-73	中村 伸彦	令和5年12月31日
42330	住宅リフォーム 高濱	神戸市西区今寺 22番地の24	高濱 哲也	令和5年12月31日
42331	東成建設 株式会社	神戸市北区上津台 五丁目3番4号	東 泰輝	令和5年12月31日
42332	山垣設備	西宮市上ヶ原九番町 2番47-1号	山垣 諒	令和5年12月31日
42333	株式会社AQ	大阪府柏原市平野 1-9-34 メゾン平野102	成宮 遼河	令和5年12月31日
42334	株式会社 リンクス	神戸市兵庫区西橘通 2丁目3番8-21ビル 402号	山本 義記	令和5年12月31日
42335	株式会社 M i r a i	神戸市灘区船寺通 3丁目2-13	鈴木 茂	令和5年12月31日
42336	株式会社ビルガード 大阪営業所	大阪府大阪市西成区 旭1丁目6番7号	北田 和江	令和5年12月31日

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月28日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第7号

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程

交通局副局長等専決規程（昭和34年4月交規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

財務関係事務

2-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長・統括所長共通	営業所長		
調達（物件）		2,000万円以下			○				経営企画課長に合議	1 160万円を超えるものについては、神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年8月交規程第10号）第1条の2に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）を要する。 2 固定資産の調達決定は、経営企画課長に合議すること。
		1,000万円以下				○				
	管理者が指定するものA	200万円以下			○					
		160万円以下				○				
	小口現金扱いに係るもの	全て（交付限度額以下）					○	○		
	共通物品（市長が指定するものを除く）						○			「市長が指定するもの」については、市長部局が定めるものをいう。
	電気料金、ガス料金、上下水道料金、電気通信料金、後納郵便料金	全て					○			電気通信料金とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
	一般使用料等、保険料	全て					○			
一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下 1,000万円以下			○					160万円を超えるものについては、経理契約を要する。	
不動産取得		2,000万円以下			○			経営企画課長に合議		
		500万円以下				○				営業推進課長（資産活用担当）
請負（工事又は製造）		2億円以下			○			経営企画課長に合議	1 直営工事の施行決定を含む。 2 250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
		1億円以下				○				固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議

	建物のガス設備に係るもの（ガス冷暖房設備工事を除く）	全て					○			施設課長	経営企画課長に合議	直営工事の施行決定を含む。
請負 (その他)		2,000万円以下					○				経営企画課長に合議	1 「その他」とは神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規定するものをいう。 2 100万円を超えるもの（管理者が指定するものBを除く）については経理契約を要する。
		1,000万円以下					○				固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
	管理者が指定するものB	200万円以下					○					
		100万円以下					○					
	建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	5万円以下						○				
乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て						○					
委託	工事	2億円以下					○				経営企画課長に合議	金額は見積金額を示す。
		1億円以下					○				固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
	工事以外	2,000万円以下					○				経営企画課長に合議	
		1,000万円以下						○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴収は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議	
労働者派遣契約	2,000万円以下						○				金額は見積金額を示す。	
	1,000万円以下						○					
物品の借入れ		2,000万円以下					○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要す
		1,000万円以下						○				
	管理者が指定するものC	200万円以下						○				
		100万円以下							○			
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	200万円以下					○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
		100万円以下						○				
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下					○			高速鉄道部長	経営企画課長經由副局長に合議	
		400万円以下						○		施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下						○				
		50万円以下							○			
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出		全て					○		経営企画課長（業務改革担当）	経営企画課長に合議		
共済費又は社会保険料		全て					○		経営企画課長（業務改革担当）	経営企画課長に合議		

負担金、交付金、奨励金、その他これらに類するもの		300万円以下				○				経営企画課長に合議	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合において、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
		100万円以下					○				
事故費の支出		50万円以下				○				自動車部長及び高速鉄道部長	経営企画課長經由副局長に合議
		20万円以下					○			市バス運輸サービス課長及び地下鉄運輸サービス課長	経営企画課長に合議
		「事故前渡金」で支出する場合の看護料	15万円以下				○				
		「事故前渡金」で支出する場合（看護料を除く）	10万円以下				○				
謝金その他これらに類するもの		300万円以下				○				経営企画課長に合議	
		100万円以下					○				
旅費	職員の旅費	全て				○				経営企画課課長（業務改革担当）	特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。
		全て					○				
	職員以外の旅費	100万円以下					○				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 6 本表における「管理者が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、日本放送協会の受信料、乗車券、有料道路自動料金収受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「管理者が指定するものB」とは災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号の規定による契約に基づき借入れる物品をいう。
- 9 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。
- 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 12 課長・統括所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長・統括所長共通	営業所長		
受託（工事）	2億円以下			○				経営企画課長に合議	金額は見積金額とする。

受託 (工事)	2億円以下			○				経営企画課長に合議	金額は見積金額とする。
	1億円以下				○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
受託 (工事以外)	2,000万円以下			○				経営企画課長に合議	
	1,000万円以下				○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
売却(物品その他)	1,000万円以下			○					1 金額は見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。
	500万円以下				○				
物品の貸付	200万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
	100万円以下				○				
不動産の貸付(管理者が指定するものD)	200万円以下			○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
	100万円以下				○				
寄付の收受(負担付きでないもの) (不動産以外のもの)	200万円以下			○					
	100万円以下				○				
補助金、助成金その他これらに類するものの申請	1,000万円以下			○				経営企画課長に合議	
	500万円以下				○				
諸収入金及び各種保証金等の徴収又は過誤納金の戻出	全て				○	○			

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 6 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 7 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
- 8 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。
- 9 課長・統括所長共通の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

2-3 その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長・統括所長共通	営業所長 特定職		
廃棄	全て					○			
物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円以下					○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
物品の借入（支出を伴わないもの） （管理者が指定するものC）	200万円以下			○					
	100万円以下					○			
物品の貸付（収入を伴わないもの）	200万円以下			○			経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。	
	100万円以下					○			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものD）	200万円以下			○			経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
	100万円以下					○			
不動産の貸付（収入を伴わないもの）（管理者が指定するものD）	200万円以下			○				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。	
	100万円以下					○			
契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下					○	1 経営企画課長に合議 2 統括所については、地下鉄運輸サービス課長にも合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。	
共通物品の払出請求（共通物品のうち市長が指定するもの）	全て					○		共通物品については、市長部局に払い出し請求するものに限る。	
貯蔵品の払出請求	全て					○	○		

諸収入金及び各種保証金等の減免 (条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの)	全て							○	○			
諸収入金及び各種保証金等の過誤納整理	全て							○	○			
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し	全て							○				
諸集会又は行事の開催	全て							○				1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管理者の決裁を受けること。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
有価証券の取得処分(資産運用に係るもの)	全て							○		経営企画課長		
前渡金	全て							○				
立替払金	5万円以下				○						経営企画課長に合議	
	1万円以下							○				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表2-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。
- 5 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 7 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 9 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料、手数料その他の収入をいう。

2-4 契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長・統括所長共通	営業所長		
調達(物件)		8,000万円未満(動産)	○							固定資産の調達については、経営企画課長に合議 1 160万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		4,000万円以下(動産)				○		経営企画課長		

		4,000万円以下 (動産以外)	○																	
		2,000万円以下 (動産以外)						○												経営企画課長
		160万円以下																		
	管理者が指定するもの A	200万円以下						○												
		160万円以下																		
	小口現金扱いに係るもの	全て(交付限度額以下)																		
	共通物品(市長が指定するものを除く)																			「市長が指定するもの」については、市長部局が定めるものをいう。
	電気料金、ガス料金、上下水道料金、電気通信料金、後納郵便料金	全て																		電気通信料金とは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
	一般使用料等、保険料	全て																		
	一般使用料等(電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの)	4,000万円以下																		経営企画課長
		160万円以下																		160万円を超えるものについては、経理契約を要する。
不動産取得		2,000万円以下																		経営企画課長に合議
		500万円以下																		営業推進課課長(資産活用担当)
請負(工事又は製造)		5億円以下	○																	固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議
		2億5,000万円以下																		経営企画課長
		250万円以下																		
		全て(建物のガス設備に係るもの。ただし、ガス冷暖房設備工事を除く。)																		施設課長
請負(その他)		4,000万円以下	○																	固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議
		2,000万円以下																		経営企画課長
		100万円以下																		
	管理者が指定するもの B	200万円以下																		
		100万円以下																		
	建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	5万円以下																		
	乗車票による自動車借上料(タクシー利用料)に係るもの	全て																		
委託・受託	工事	2億円以下																		経営企画課長に合議
		1億円以下																		固定資産の異動を伴うものは、経営企画課長に合議
	工事以外	2,000万円以下																		経営企画課長に合議
		1,000万円以下																		固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴収又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議
労働者派遣契約		2,000万円以下																		
		1,000万円以下																		

物品の借入れ		4,000万円以下	○							1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 80万円を超えるものについては経理契約を要する。
		2,000万円以下				○		経営企画課長		
		80万円以下					○			
管理者が指定するものC		200万円以下				○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					○			
物品の借入れ（支出を伴わないもの）		80万円以下					○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するものC	200万円以下				○				
		100万円以下					○			
物品の貸付		200万円以下				○			経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
物品の貸付（収入を伴わないもの）		200万円以下				○			経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	200万円以下				○			経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
		100万円以下					○			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	管理者が指定するものD	200万円以下				○			経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					○			
不動産の貸付	管理者が指定するものD	200万円以下				○				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
不動産の貸付（収入を伴わないもの）	管理者が指定するものD	200万円以下				○				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
売却（物品その他）		8,000万円以下	○							1 金額は、売却見積金額を示す。 2 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 50万円を超えるものについては経理契約を要する。
		4,000万円以下					○	経営企画課長		
		50万円以下						○		
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下				○		高速鉄道部長	経営企画課長經由副局長に合議	
		400万円以下					○	施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下				○				
		50万円以下						○		
変更契約の締結（工期又は納期の延長）		40日以下					○		1 経営企画課長に合議 2 統括所については、地下鉄運輸サービス課長にも合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。
経理契約の変更契約の締結		全て					○	経営企画課長		施行決議を受けたものに限る。

謝金その他これらに類するもの	300万円以下				○					経営企画課長に合議
	100万円以下					○				

- (注)
- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
 - 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
 - 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
 - 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
 - 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
 - 6 本表における「管理者が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、日本放送協会の受信料、乗車券、有料道路自動料金收受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
 - 7 本表における「管理者が指定するものB」とは災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
 - 8 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
 - 9 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
 - 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。
 - 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
 - 12 課長・統括所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第8号

交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年1月9日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程

第1条 交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程（昭和33年6月27日交通管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表					別表				
項目	職種名	甲	乙	丙	項目	職種名	甲	乙	丙
視力	高速鉄道運転士、駅 掌	[略]	[略]	[略]	視力	高速鉄道運転士	[略]	[略]	[略]
	高速鉄道運転士、駅 掌以外の現業員	視力（矯正視力 を含む）が両眼 で1.0以上、か つ、1眼でそれ ぞれ0.7以上であ る者	[略]	視力（矯正視力 を含む）が両眼 で1.0未満、もし くは、1眼で0.7 未満である者			高速鉄道運転士以外 の現業員	//	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

様式第1を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

様式第1 (第3条関係)

採用予定職種名				番 号		
神戸市交通局 身体検査調書 (採用時健康診断個人票)						
フリガナ	生年月日	年 月 日	健診年月日	令和	年 月 日	
氏 名	性 別	男 ・ 女	年 齢	歳		
業 務 歴	新規	検 体 番 号	No.			
既 往 歴	ない・ある	食 後 時 間	絶食 ・ 食後 ・ H			
自 覚 症 状	ない・ある	貧血検査	赤血球数	万/m m ³		
他 覚 症 状	ない・ある		血球容積	%		
			血色素量	g/dℓ		
		肝機能検査	白血球数	個/m m ³		
			GOT	IU/ℓ		
			GPT	IU/ℓ		
身 長	・ cm		γ-GTP	IU/ℓ		
体 重	・ kg	血中脂質検査	LDLコレステロール	mg/dℓ		
胸 囲	・ cm		HDLコレステロール	mg/dℓ		
腹 囲	・ cm		中性脂肪	mg/dℓ		
視 力	右	コンタクト使用者も裸眼視力(要 .)	即二次腎機能検査	血 糖 検 査		
	左	コンタクト使用者も裸眼視力(要 .)		尿 素 窒 素	mg/dℓ	
	両眼	(.)		ク レ ア チ ニ ン	mg/dℓ	
色 覚 (色神)	正常 ・ 色弱 ・ 色盲	尿 沈 渣 (判定)				
光 覚 (光神)	異常なし ・ 異常あり	肝 炎 検 査	HBS抗原			
視 野	異常なし ・ 異常あり		HCV抗体			
視 野	異常なし ・ 異常あり	胸部エックス線検査 直接撮影 フィルム番号 No.				
検 尿	蛋 白	- ± + ++ +++				
	糖	- ± + ++ +++				
	潜 血	- ± + ++ +++				
血 圧 (mmHg)	/ 座・臥位					
聴力検査 (30db)	右1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左1000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
心 電 図 検 査		その 他 の 検 査				
神 経 及 び 精 神 の 疾 患	なし ・ あり	診 断 ・ 指 示				
言 語 機 能	異常なし ・ 異常あり					
運 動 機 能	異常なし ・ 異常あり	健 診 機 関 名 医 師 氏 名 印				
中 毒 の 症 状	なし ・ あり					
奇 形	なし ・ あり	備 考				
四 肢 の 欠 損	なし ・ あり	判 定				

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年10月23日から適用する。

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育長訓令甲第2号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程（平成29年4月教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			(市長が指定するものA)																				
			消耗品費(共通物品の一括発注に係る決定)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			消耗品費(各種施設における給与品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	調達	11	役務費、その他	一般役務費、	4,000万円超	○																160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			(市長が指定するものA)																				
			消耗品費(共通物品の一括発注に係る決定)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			消耗品費(各種施設における給与品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	調達、請負	11	役務費、その他	一般役務費、	4,000万円超	○																100万円を超えるものについては経理契約を要する。	

通信運搬費	4,000万円以下		○				
	2,000万円以下			○			
	1,000万円以下				○	○	
	100万円以下						第3類教育機関の長
	一般役務費、その他	200万円超		○			
通信運搬費 (市長が指定するものA、B)	200万円以下			○			
	100万円以下				○	○	
	20万円以下						第3類教

(その他)	調達	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	4,000万円以下		○				
					2,000万円以下			○			
					1,000万円以下				○	○	
					100万円以下						第3類教育機関の長
					一般役務費、その他	300万円以下					第3類教育機関の長
(その他)	調達、請負	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	200万円超		○				
					200万円以下			○			
					200万円以下						

	下					育機 関の 長				が指定 するも のA、B)	100 万円 以下				○	○				
一般役 務費 (証明 書発行 等に係 る手数 料)	全て 100 万円 以下				○						20万 円以 下							第3 類教 育機 関の 長		
電気通 信料金	全て				○	○	第3 類教 育機 関の 長	電気通信事業法 (昭和59年法律第 86号)第2条第5 号に規定する電気 通信事業者が提供 する同条第3号に 規定する電気通信 役務に関する料金 をいう。												
その他 通信運 搬費 (共通 物品の うち市 長が指 定する もの)	全て						総務 事務 セン ター 長								○	○		第3 類教 育機 関の 長	電気通信事業法 (昭和59年法律第 86号)第2条第5 号に規定する電気 通信事業者が提供 する同条第3号に 規定する電気通信 役務に関する料金 をいう。	
									調達 11	役務 費	一般役 務費 (証明 書発行 等に係 る手数 料)	全て 100 万円 以下 20万 円以 下				○	○			
											電気通 信料金	全て				○	○		第3 類教 育機 関の 長	電気通信事業法 (昭和59年法律第 86号)第2条第5 号に規定する電気 通信事業者が提供 する同条第3号に 規定する電気通信 役務に関する料金 をいう。
											その他 通信運	全て							総務 事務	

			その他 通信運 搬費 (後納 郵便料 金)	全て				○	○	第3 類教 育機 関の 長	
			保険料	全て				○			
				100 万円 以下					○	第3 類教 育機 関の 長	
請負 (そ の 他)	11	役務 費	一般役 務費、 その他	4,00 0万 円超	○						100万円を超える ものについては経 理契約を要する。
			通信運 搬費	4,00 0万 円以 下		○					
				2,00 0万 円以 下			○				
				1,00 0万 円以 下				○	○		
				300						第3	

			搬費 (共通 物品の うち市 長が指 定する もの)							セン ター 長	
			その他 通信運 搬費 (後納 郵便料 金)	全て				○	○	第3 類教 育機 関の 長	
			保険料	全て				○			
				100 万円 以下					○		
				20万 円以 下						第3 類教 育機 関の 長	

					万円以下								類教育機関の長
			一般役	200			○						
			務費、	万円									
			その他	超									
			通信運	200				○					
			搬費	万円									
			(市長	以下									
			が指定	100					○	○			
			するも	万円									
			のA、B)	以下									
				20万									第3
				円以									類教
				下									育機
													関の
													長
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	指定	12	委託	施設管	2,00								歳入の
	管理		料	理委託	0万		○						金額は総額とす
	者に			料	円超								る。ただし、利用
	公の												は収納
	施設												料金を当該指定管
	の管												理者に収受させる
	理を												の委託
													場合は、当該管理
													に係る総経費の見
													ては、積
													価額とする。

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	指定	12	委託	施設管	4,00								歳入の
	管理		料	理委託	0万		○						金額は総額とす
	者に			料	円超								る。ただし、利用
	公の												は収納
	施設												料金を当該指定管
	の管												理者に収受させる
	理を												の委託
													場合は、当該管理
													に係る総経費の見
													ては、積
													価額とする。

行 わ せ る 場 合 の 協 定				2,00 0万 円以 下			○					会 計 管 理 者 に 合 議
				1,00 0万 円以 下				○				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物 品 の 借 入 れ	13	使 用 料 及 借 料	一 般 使 用 料 等	4,00 0万 円超	○							1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 80万円を超え るものについて は経理契約を要 する。
				4,00 0万 円以 下		○						
				2,00 0万 円以 下			○					
				1,00 0万 円以 下				○	○			
				100 万円						第3 類教		

行 わ せ る 場 合 の 協 定				2,00 0万 円以 下			○					会 計 管 理 者 に 合 議
				1,00 0万 円以 下				○				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物 品 の 借 入 れ	13	使 用 料 及 借 料	一 般 使 用 料 等	4,00 0万 円超	○							1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 80万円を超え るものについて は経理契約を要 する。
				4,00 0万 円以 下		○						
				2,00 0万 円以 下			○					
				1,00 0万 円以 下				○	○			
				100 万円						第3 類教		

	以下					育機 関の 長																	
一般使 用料等 (市長 が指定 するも のC)	200 万円 超		○				金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。	金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。															
	200 万円 以下			○																			
	100 万円 以下				○	○																	
	50万 円以 下																				第3 類教 育機 関の 長		
自動車 借上料	4,00 0万 円超	○					1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が 減額される場合 は、減額されな いものとした場 合の金額によ る。 2 80万円を超え るものについて は経理契約を要	1 自動車借上料 の契約を請負(そ の他)で締結する 場合、100万円を 超えるものにつ いては経理契約 を要する。 2 自動車借上料 の契約を貸借で 締結する場合、8 0万円を超えるも	請負 (そ の 他)、 物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料	4,00 0万 円超	○									
	4,00 0万 円以 下		○																				
	2,00 0万 円以 下			○									第3 類教 育機 関の 長										

他) ・物 品の 借入 れ		借料	が指定 するも のB、C)	200 万円 以下			○						賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				100 万円 以下				○	○				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	調達	15	原材 料費	原材料 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				原材料 費（市 長が指 定する ものA)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					160 万円 以下			○	○				
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	調達	17	備品 購入 費	一般備 品費、 重要備 品費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				一般備 品費、 重要備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					160 万円			○	○				

				用料) (乗車 票によ る利用 に係る もの)									関の 長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	調達	15	原材 料費	原材料 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				原材料 費（市 長が指 定する ものA)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					100 万円 以下			○	○				
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	調達	17	備品 購入 費	一般備 品費、 重要備 品費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				一般備 品費、 重要備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					100 万円			○	○				

				品費	以下														
				(市長	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
				が指定															
				するも															
				のA)															
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注)																			
1～16 [略]																			

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											改正前																			
2-4 契約											2-4 契約																			
決裁事項	節	節名	細節名	専決範囲	決裁区分						合議	備考	決裁事項	節	節名	細節名	専決範囲	決裁区分						合議	備考					
					副市長	局長	部長	課長及び課長相当する室長	学校長及び副校長	特定職								副市長	局長	部長	課長及び課長相当する室長	学校長及び副校長	特定職							
01	調達	10	需用費	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超えるものについては経理契約を要する。						
				費、燃料費、印刷製本費、	160万円以下				○	○																				
				医薬材料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]														
				消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
01	調達	10	需用費	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
				費、燃料費、印刷製本費、	100万円以下				○	○																				
				医薬材料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]														
				消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
01	調達	10	需用費	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
				費、燃料費、印刷製本費、	100万円以下				○	○																				
				医薬材料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]														
				消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
01	調達	10	需用費	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
				費、燃料費、印刷製本費、	100万円以下				○	○																				
				医薬材料費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]														
				消耗品	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	調達	11	役務費	一般役務費、その他	4,000万円超								行財政局長	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
				通信運搬費	4,000万円以下								契約監理課長	
					160万円以下					○	○			
					20万円以下								第3類教育機関の長	
				電気通信料金	全て					○	○		第3類教育機関の長	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信

														関の長	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	調達、請負	11	役務費	一般役務費、その他	4,000万円超									行財政局長	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				通信運搬費	4,000万円以下									契約監理課長	
					100万円以下					○	○				
					20万円以下								第3類教育機関の長		
				一般役務費、その他	200万円超					○					
				通信運搬費	200万円以下						○				
				（市長が指定	100						○	○			

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12	施設 管理 委託 料	施設管 理委託 料	2,00 0万 円超		○					歳入の 徴収又 は収納 の事務 の委託 につい ては、会 計管理 者に合 議	金額は総額とす る。ただし、利用 料金を当該指定管 理者に収受させる 場合は、当該管理 に係る総経費の見 積価額とする。
					2,00 0万 円以 下		○						
					1,00 0万 円以 下			○					
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用 料及 び貸 借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			一般使 用料等 (電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円を超える ものについては経 理契約を要する。
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	160 万円 以下			○	○				
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	指定 管理 者に 公の 施設 の管 理を 行わ せる 場合 の協 定	12	委託 料	施設管 理委託 料	4,00 0万 円超		○					歳入の 徴収又 は収納 の事務 の委託 につい ては、会 計管理 者に合 議	金額は総額とす る。ただし、利用 料金を当該指定管 理者に収受させる 場合は、当該管理 に係る総経費の見 積価額とする。
					4,00 0万 円以 下		○						
					2,00 0万 円以 下			○					
					1,00 0万 円以 下				○				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用 料及 び貸 借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			一般使 用料等 (電子 計算機 上で使 用する ソフト ウェア に係る	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	100 万円 以下			○	○				
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

			もの)								
物品13 の借 入れ	使用 料及 び貸 借料	一般使	4,00						行財	1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 80万円を超え るものについて は経理契約を要 する。	
		用料等	0万						政局		
		超							長		
		4,00							契約		
		0万							監理		
		円以						課長			
		下									
		80万				○	○				
		円以									
		下									
		20万							第3		
		円以							類教		
		下							育機		
									関の		
									長		
	一般使	200				○				金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。	
	用料等	万円									
	(市長	超									
	が指定	200				○					
	するも	万円									
	のC)	以下									
		100							○	○	
		万円									
		以下									
		50万									
		円以									

				下					育機 関の 長														
				自動車 借上料	4,00 0万 円超					行財 政局 長	1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 80万円を超え るものについて は経理契約を要 する。												
					4,00 0万 円以 下				契約 監理 課長														
					80万 円以 下				○ ○														
					20万 円以 下				第3 類教 育機 関の 長														
				自動車 借上料	50万 円以 下					第3 類教 育機 関の 長	金額は、賃料の年 額又は総額を表 す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。												
				(市長 が指定 するも のC)																			
請負 (そ の	13	使用 料及 び貸	自動車 借上料	4,00 0万 円超						行財 政局 長	100万円を超える ものについては経 理契約を要する。												
				下					育機 関の 長														
				請負 (そ の	13	使用 料及 び貸	自動車 借上料	4,00 0万 円超				100万円を超える ものについては経 理契約を要する。											
								4,00 0万 円以 下															
								100 万円 以下															
								20万 円以 下															
				自動車 借上料	4,00 0万 円超					行財 政局 長	1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 80万円を超え るものについては 経理契約を要す												
					4,00 0万 円以 下				契約 監理 課長														
					80万 円以 下				○ ○														
					20万 円以 下				第3 類教 育機 関の 長														
				物品 の借 入れ	13	使用 料及 び貸 借料	自動車 借上料	4,00 0万 円超				1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。											
								4,00 0万 円以 下															
								80万 円以 下															
									○ ○														

他)	借料	4,000万円以下						契約 監理 課長						第3 類教 育機 関の 長	る。	
		100万円以下				○	○									
		20万円以下							第3 類教 育機 関の 長							
		自動車借上料(市長が指定するものB)	20万円以下						第3 類教 育機 関の 長							自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	自動車借上料(タクシー利用)(乗車票によるもの)	全て 20万円以下				○	○	第3 類教 育機 関の 長								
請負13	使用自動車	200		○											自動車借上料の契	
請負13 (その他)、 物品の借 入れ	使用自動車 料及借上料 び貸(市長 借料が指定 するものB、C)	20万円以下												第3 類教 育機 関の 長		
		200万円超								○						
		200万円以下 100万円以下										○	○			
請負13 (その他)	使用自動車 料及借上料 び貸(市長 借料が指定 するものB)	20万円以下												第3 類教 育機 関の 長		
物品13 の借 入れ	使用自動車 料及借上料 び貸(市長 借料が指定 するものC)	50万円以下												第3 類教 育機 関の 長	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	
請負13	使用自動車	全て										○	○			

													約を貸借で締結する 場合、金額は、 賃料の年額又は総 額を表す。賃料が 減額される場合 は、減額されない ものとした場合の 金額による。															
(そ の 他)、 物品 の借 入れ	料及 び貸 借料	借上 料 (市長 が指定 するも のB、C)	万円 超 200 万円 以下 100 万円 以下																第3 類教 育機 関の 長									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
06	調達	15	原材 料費	原材料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円 を超える ものにつ いては 経理契 約を要 する。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円 を超える ものにつ いては 経理契 約を要 する。						
				費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
					160 万円 以下					○	○																	
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			原材料 費(市 長が指 定する ものA)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
				160 万円 以下								○	○															
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
08	調達	17	備品 購入 費	一般備 用品費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	160万円 を超える ものにつ いては 経理契 約を要 する。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	100万円 を超える ものにつ いては 経理契 約を要 する。							
				重要備 用品費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
					160 万円 以下							○		○														
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			一般備 用品費、	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
				100 万円 以下																								
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]						

					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					160				○	○				
					万円									
					以下									
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					(市長が指定するものA)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却	—	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	(物品その他)				10万						第3			
	(法令等により金額が定まっているもの)				円以下						類教育機関の長			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					100				○	○				
					万円									
					以下									
					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
					(市長が指定するものA)									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	売却	—	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	(物品その他)				20万						第3			
	(法令等により金額が定まっているもの)				円以下						類教育機関の長			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	物品 の貸 付	—	—	—	200 万円 超		○					1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 賃料の減額に ついては、局長の 専決とする。 3 この項におけ る決裁区分は、賃 料の納期につい て別段の定めを する場合に準用 する。	15	物品 の貸 付	—	—	—	500 万円 超	○					1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 契約を更新す る場合、その内容 に変更のないも の(消費税に係る 変更以外に変更 のないものを含 む。)については、 500万円を超える ものについても、 局長が専決する ことができる。 3 賃料の減額に ついては、局長の 専決とする。 4 この項におけ る決裁区分は、賃 料の納期につい て別段の定めを する場合に準用 する。 ただし、契約締結
					200 万円 以下																			
					100 万円 以下					○	○													
					20万 円以 下																		第3 類教 育機 関の 長	

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 ~ 15 [略]

													後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長が専決することができる。
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 ~ 15 [略]

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

神戸市選告示第9号

任期満了に伴う選挙により選出された委員において、委員長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

令和5年12月26日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達 和彦

- 1 住所
神戸市須磨区若木町1丁目11番1号
- 2 氏名
安達 和彦

神戸市選告示第10号

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月1日神戸市選告示第1号）第4条第1項の規定により、委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

令和5年12月26日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

1 住所

神戸市東灘区御影山手6丁目10番28号

2 氏名

村上 雅彦